

「奈良県行政経営改革推進プログラム」取組結果一覧表(平成29年度～令和元年度)

No.	項目名	内 容	H29年度の進捗状況	H30年度の進捗状況	R元年度の進捗状況	取組部局 (取組所属)
I 組織マネジメント						
(1) パーソナルマネジメント(「パーソナルマネジメントの基本方針」)						
1	定員管理の取組 (「定員管理計画」)	本県では厳しい財政状況を踏まえ、スリムで効率的な組織体制を構築するため、平成11年度以来平成27年度末までに1,029名(20.3%)の減員を行い、定員配置の適正化に取り組んできました。しかし、歳出予算の約3割を占める総人件費の抑制のためには、引き続き適正な定員管理を行う必要があります。 一方、地方創生に関連する取組や主要プロジェクトの推進、多様化する県民ニーズへの対応など、行政需要が増大している中で、積極的、機動的な施策の推進ができるよう、選択と集中により、真に必要な業務への人的資源を投入していく必要があります。 このような本県の状況を踏まえ、平成29年度から平成31年度を対象期間とする新たな定員管理計画として、常勤職員数については、平成32年4月時点の職員数が平成28年4月時点の職員数を実質的に上回らないように抑制することとします。また、臨時・非常勤職員についても弾力的な配置に留意しつつ、常勤職員数に準じた対応とし、今後の行政需要の変化にも十分対応できる組織体制を目指します。	・平成30年4月1日、組織改編実施。 ・取組中の定員管理計画に基づき、スリムで効率的な組織体制を構築、限られた人員を選択と集中により、真に必要な業務へ投入することで、引き続き、平成28年4月時点の職員数を上回らないよう抑制。 ・平成30年4月時点の定員は他団体派遣の増により、平成28年4月時点の定員4,052人を上回る4,058人となったが、各組織に必要な人員の精査や組織の統廃合を推進することにより、プログラム期間満了時には上回らないように努める。	・平成31年4月1日、組織改編実施。 ・取組中の定員管理計画に基づき、スリムで効率的な組織体制を構築、限られた人員を選択と集中により、真に必要な業務へ投入することで、引き続き、平成28年4月時点の職員数を上回らないよう抑制。 ・平成31年4月時点の定員は、各組織に必要な人員の精査や組織の統廃合を推進し、平成28年4月時点の定員4,052人を下回る4,050人となった。	・令和2年4月1日、組織改編実施。 ・取組中の定員管理計画に基づき、スリムで効率的な組織体制を構築、限られた人員を選択と集中により、真に必要な業務へ投入することで、引き続き、平成28年4月時点の職員数を上回らないよう抑制。 ・令和2年4月時点の定員は、各組織に必要な人員の精査や組織の統廃合を推進し、平成28年4月時点の定員4,052人を下回る4,049人となった。	総務部 (行政・人材マネジメント課)
2	組織の簡素化・効率化と柔軟・機動的な職員の配置	設置当初の目的を達成した組織、所掌事務が縮小傾向にある組織等については、積極的に統廃合を行います。 また、出先機関についても、県と市町村との役割分担を点検し、県として行うべき必要性が低い事業については廃止・見直しを行うとともに、組織の統廃合や管轄区域の変更などの見直しも行っていきます。 このほか、部局横断的、部内各課横断的な特定課題に専門的かつ速やかな対応を図る観点から、プロジェクトチームなどの臨時的な推進体制の構築や、特定課題に対する外部人材の活用など、より柔軟で機動的な組織運営を図ります。	・組織の統廃合実施 廃止組織：国民文化祭・障害者芸術文化祭課、新総合医療センター建設室、国際奈良学セミナーハウス、まほろば健康パーク管理事務所 統合組織：健康福祉部と医療政策部、行政経営課とファシリティマネジメント室(H29:16部局111課室86出先機関 → H30:17部局110課室84出先機関) ・漢方のメッカ推進プロジェクトや(仮称)奈良県国際芸術家村の整備など、部局横断的に取り組み、施策の推進を図った。	・組織の統廃合実施 統合組織：地域政策課とエネルギー政策課(H30:17部局110課室84出先機関 → H31:17部局110課室84出先機関) ・なら歴史芸術文化村の整備など、部局横断的に取り組み、施策の推進を図った。	・奈良新『都』づくり戦略を着実に推進するため、部局を改編した。 ・組織の統廃合実施 廃止組織：大宮通り新ホテル・交流拠点事業室、道路環境課、生徒指導支援室 統合組織：登美学園と筒井寮(H31:17部局110課室84出先機関 → R2:16部局114課室82出先機関)	総務部 (行政・人材マネジメント課)
3	民間委託等の推進	行政経営の更なる効率化、県民サービスの質の向上や今後の行政改革の推進を図るためには、現在行っている業務について可能なものは外部委託(アウトソーシング)をする必要があります。 費用対効果の厳密な検討を行ったうえで、定型的・臨時的業務や民間に代替性のある業務等について、可能な限り外部委託を推進し、これに伴う事業執行体制の見直し等を図ります。	・県の行政業務のうち、公権力の行使を伴わない形式的審査業務やデータ入力業務等の一部の定型的業務の外部委託(アウトソーシング)を実施。 外部委託実施事業数：4事業 ・効果検証を実施することにより、外部委託(アウトソーシング)の手法を検討。	・県の行政業務のうち、公権力の行使を伴わない形式的審査業務やデータ入力業務等の一部の定型的業務の外部委託(アウトソーシング)を実施。 外部委託実施事業数：9事業 ・効果検証を実施することにより、外部委託(アウトソーシング)の手法を検討。	・県の行政業務のうち、公権力の行使を伴わない形式的審査業務やデータ入力業務等の一部の定型的業務の外部委託(アウトソーシング)を実施。 外部委託実施事業数：5事業 ・効果検証を実施することにより、外部委託(アウトソーシング)の手法を検討。	総務部 (行政・人材マネジメント課)
4	給与の適正化	社会一般の情勢に適切した適正な給与水準となるよう、以下の取組を行います。 地域ごとの民間賃金水準のよりの確な給与への反映や公民の給与差を踏まえた50歳代後半層の水準の見直し等、給与制度の総合的見直しを引き続き推進します。 諸手当について、国や他の地方公共団体の支給状況等を考慮しながら不断に点検し、適正な制度を維持します。 臨時・非常勤職員の給与についても、諸手当と同様に点検を行い、適切な処遇の確保に努めます。	①給与制度の総合的見直し ・地域手当見直しの段階的实施。 ・人事評価結果の給与反映。 ②諸手当 ・退職手当の支給水準を国に準じて引下げ。 ③臨時・非常勤職員の給与 ・地方公務員法、地方自治法の施行(H32.4)を見据え、会計年度任用職員等の処遇検討。 ④その他 ・給与抑制措置を継続実施。	①給与制度の総合的見直し ・人事評価結果の給与反映を継続 ②諸手当 ・人事評価結果の勤勉手当反映を継続 ③臨時・非常勤職員の給与 ・地方公務員法、地方自治法の施行(令和2年4月)を見据え、会計年度任用職員等の処遇検討 ④その他 ・給与抑制措置を継続実施	①給与制度の総合的見直し ・人事評価結果の給与反映を継続 ②諸手当 ・人事評価結果の勤勉手当反映を継続 ③臨時・非常勤職員の給与 ・臨時的任用の適正化及び会計年度任用職員制度の導入等のため、給与条例・規則等の整備を実施 ④その他 ・給与抑制措置を継続実施	総務部 (人事課)
5	職員の服務規律の徹底	県職員には、県民全体の奉仕者として、県民の信頼と期待に応えるため、職員一人ひとりが自覚と責任を持って行動することが求められています。行財政を取り巻く社会環境が厳しさを増す中、県民の公務に対する評価は一層厳しいものとなっており、職務内外を問わず、一部の職員の不祥事が県政の円滑な推進に多大な悪影響を及ぼすことを職員各自が自覚して行動する必要があります。 県民の県政に対する信頼を全力で獲得するため、より一層の服務規律の確保に努めるとともに、不祥事根絶に向けた取組を進めるため、懲戒処分指針に基づき、厳格に運用して公務における規律と秩序を維持します。	・平成28年度末に懲戒処分指針を策定、平成29年4月1日から適用。 ・平成29年6月2日と平成29年11月30日の年2回、綱紀肅正通知を发出。 参考：平成29年度処分件数 4件(免職0件、停職4件、減給0件、戒告0件) 平成28年度処分件数 5件(免職0件、停職3件、減給2件、戒告0件)	・平成30年6月28日、平成30年10月4日、平成30年12月7日の年3回、綱紀肅正通知を发出。 参考：平成30年度処分件数 4件(免職1件、停職1件、訓告・厳重注意1件、文書注意1件)	・令和2年6月24日、令和2年12月4日の年2回、綱紀肅正通知を发出。 参考：令和元年度処分件数 4件(停職3件、戒告1件、訓告1件)	総務部 (人事課)
6	多様な人材の確保と活用	多様化する行政ニーズに 대응していくためには、県政を担う意欲のある優秀な職員の確保が不可欠です。また、県職員が有しないような、民間分野で培われた豊富な経験、深い専門的知識や幅広い人脈などを持つ人材を、嘱託職員や任期付職員として確保するなど、多様な人材を県政に活かします。 また、依然として不足する土木系技術職員を積極的に確保するため、ターゲットを絞った効果的なPRやリクルート活動を行います。	<民間分野で培われた豊富な経験、深い専門的知識や幅広い人脈などを持つ人材を任期付職員として採用> 介護支援専門員、国内外の仏像展覧会開催に係る学芸員、情報システム最適化マネジャー 等 <土木系技術職員の確保> ①土木系技術職種の広報活動の一環として、若手を中心に土木系技術職員を各出身大学へ派遣。 ・近畿府県の12大学へ派遣。 ②人事委員会と共同で各種説明会等の活動を実施。 ・土木建築現場最前線視察ツアー(H30.2.23) ・奈良県職員採用説明会(H30.3.2) ・技術系職員県庁見学会(H30.3.2) ・大学での学内業務説明会(計19回) ③県土マネジメント部が主体となって土木職種業務説明会等を実施。 ・奈良県総合土木業務説明会(H29.11.9) ・大学での学内業務説明会(計7回)	<民間分野で培われた豊富な経験、深い専門的知識や幅広い人脈などを持つ人材を任期付職員として採用> 滞納徴収員、美術館学芸員、高等技術専門学校職業訓練指導員 等 <土木系技術職員の確保> ①土木系技術職種の広報活動の一環として、若手を中心に土木系技術職員が学生と交流を実施。 ・近畿府県15大学の就職担当教授を通じて、各大学のOBOG職員が学生と交流し、採用情報を通知 ②人事委員会と共同で各種説明会等の活動を実施。 ・土木建築現場最前線視察ツアー(H31.2.20) ・奈良県職員採用説明会(H31.3.8) ・技術系職員県庁見学会(H31.3.15) ・大学での学内業務説明会(計14回) ③県土マネジメント部が主体となり、大学を訪問して採用説明会を実施。 ・大阪工業大学での業務説明会(H31.2.20) ・大阪大学での業務説明会(H31.3.5)	<民間分野で培われた豊富な経験、深い専門的知識や幅広い人脈などを持つ人材を任期付職員として採用> 万葉文化館学芸員、産業振興総合センター研究員、高等技術専門学校訓練指導員 等 <土木系技術職員の確保> ①土木系技術職種の広報活動の一環として、若手を中心に土木系技術職員を各出身大学に派遣 ・近畿府県を中心とする13大学に職員を派遣 ②人事委員会と共同で各種説明会等の活動を実施 ・大学での学内業務説明会(計7回) ③県土マネジメント部が主体となって土木職種業務説明会等を実施 ・大学での学内業務説明会(計4回) ④大学生等の県庁職場見学の受入(2回) ⑤大学生等の職場インターンシップの受入(2回)	総務部 (行政・人材マネジメント課) 県土マネジメント部 (企画管理室)

No.	項目名	内 容	H29年度の進捗状況	H30年度の進捗状況	R元年度の進捗状況	取組部局 (取組所属)
7	職員の潜在力を最大限引き出す人材育成	組織として最大の経営資源である職員の資質能力向上やキャリア形成のためには、個々の能力と意欲を最大限に引き出す人材育成に取り組むことが重要です。 このため、引き続き新規採用職員への指導担当者制度、職場内での研修や他団体への派遣を通じた研修や県土マネジメント部でのプロジェクト推進能力向上などの取組をきめ細かく実施します。また、年々増加している臨時・非常勤職員に対しても研修を実施します。 加えて、高度な専門性を有する職員の育成に向け、特定の業務について専門知識・技能を庁内公募の要件に設定するなど、専門キャリア志向を有する職員の意欲の向上に取り組めます。	・新規採用職員指導担当者研修の実施 平成29年4月及び10月に実施(計2回) ・他団体への派遣の実施 文化庁、観光庁、政策研究大学院大学 等 ・土木系技術職員を対象とした専門研修の実施 測量研修、監督員研修 等 ・臨時・非常勤職員向け研修の実施(服務、待遇等) 平成29年5月及び10月に実施(計3回) ・庁内公募の要件に専門知識・技能を新たに設定 県税分野、用地交渉分野等について、専門知識・技能を庁内公募の要件として設定。	・新規採用職員指導担当者研修の実施 平成30年5月及び10月に実施(計2回) ・他団体への派遣の実施 文化庁、観光庁、政策研究大学院大学 等 ・土木系技術職員を対象とした専門研修の実施 測量研修、監督員研修 等 ・臨時・非常勤職員向け研修の実施(服務、待遇等) 平成30年5月及び10月に実施(計3回) ・庁内公募の要件に専門知識・技能を設定 県税分野、用地交渉分野等について、専門知識・技能を庁内公募の要件として設定。	・新規採用職員指導担当者研修の実施 令和元年5月及び10月に実施(計2回) ・他団体への派遣の実施 文化庁、観光庁、政策研究大学院大学 等 ・土木系技術職員を対象とした専門研修の実施 測量研修、監督員研修 等 ・臨時・非常勤職員向け研修の実施(服務、待遇等) 令和元年5月、6月及び11月に実施(計3回) ・庁内公募の要件に専門知識・技能を設定 県税分野、用地交渉分野等について、専門知識・技能を庁内公募の要件として設定。	総務部 (行政・人材マネジメント課、自治研修所) 県土マネジメント部 (企画管理室)
8	実効的な人事評価制度とその活用	地方公務員法改正に伴う新たな人事評価制度について、研修等を通じた制度理解の促進を図るとともに、管理職においては部下に対する育成や効率的な業務マネジメントの取組を人事評価項目に設定するなど、効果的な制度の運用を図ります。 評価の結果を任用、給与、分限その他人事管理に十分に活用し、自ら考え、企画・行動し、困難な課題を解決する職員の育成につなげます。	・係長級職員に対して人事評価制度の理解促進のために講演会を実施(H29.9)。計632人参加(計4回) ・管理職においては部下に対する育成を人事評価制度に設定して運用。効率的な業務マネジメントの取組については、以下の観点から能力評価の着眼点に新たに組込。 業務の見直し、会議の効率化、資料の縮減 ・人事評価の結果を任用、給与等に活用。	・管理職(課長級及び課長補佐級)の人事評価(業績評価)において、業務・勤務時間管理に関する具体的な数値目標設定を必須化。 ・人事評価の結果を任用、給与等に活用。 ・人事評価に関するシステムを導入。	・人事評価の結果を任用、給与等に活用。 ・システムを活用した人事評価の運用を開始。 ・システムの操作方法を含め、評価者向けの研修を実施	総務部 (人事課)
9	女性職員の活躍に向けた取組	男女を問わず、職員が個々の事情に応じた働き方を選択し、公務においてその能力を最大限発揮できるよう制度や職場環境を整えることは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律における特定事業主の責務として、必要不可欠なものです。 女性職員の活躍の推進等に関する特定事業主行動計画の数値目標を達成すべく、女性管理職の積極的な登用や女性職員の活躍を推進するためのきめ細やかな研修を実施します。 また、効率的な業務マネジメント改革に取り組むとともに、職員の育児休業の取得をより積極的に支援するため、代替職員制度の拡充を進めるなど、女性職員の働きやすさの向上に取り組めます。	・女性職員の管理職比率(平成29年4月1日現在) 本庁課長級以上:8.9% 本庁課長補佐級以上:11.4% ・女性職員活躍推進研修の実施 子育て支援研修、産休・育休職員復帰支援研修、所属長マネジメント研修、女性職員キャリアデザイン研修(I・II) ・育児休業を取得している職員の代替として、任期付職員の任用を開始。	・女性職員の管理職比率(平成30年4月1日現在) 本庁課長級以上:8.5% 本庁課長補佐級以上:12.4% ・女性職員活躍推進研修の実施 子育て支援研修、産休・育休職員復帰支援研修、所属長マネジメント研修、女性職員キャリアデザイン研修(I・II) ・育児休業を取得している職員の代替として、任期付職員を任用。	・女性職員の管理職比率(平成31年4月1日現在) 本庁課長級以上:8.7% 本庁課長補佐級以上:13.5% ・女性職員活躍推進研修の実施 子育て支援研修、産休・育休職員復帰支援研修、所属長マネジメント研修、女性職員キャリアデザイン研修(I・II) ・育児休業を取得している職員の代替として、任期付職員を任用。また、一定数の産育休取得職員を見越した採用を実施。	総務部 (行政・人材マネジメント課、自治研修所)
10	職種・任用形態に応じた適切な人事管理	複雑・高度化する行政課題に対応するためには、その性質に応じた高度な専門性を有する職員の育成が必要です。 そのため、特に少人数職種において業務が特定の職員に偏在し、当該職員の職務が固定化しないよう、職員を適切に採用、配置、異動、育成、登用するなどの人事管理を進めていきます。これにより、職員の能力や意欲を引き出すとともに、組織力の向上を図ります。 また、臨時・非常勤職員を弾力的に配置し、それぞれの任用形態に応じた服務・給与等の人事管理を適切に行います。	・少人数職種において、職員の適切な採用、配置、異動、育成、登用等を実施。 ・臨時・非常勤職員制度の見直し。 地方公務員法及び地方自治法の改正(H29.5.17公布、H32.4.1施行)を受け検討中。	・少人数職種において、職員の適切な採用、配置、異動、育成、登用等を実施。 保健師、畜産、児童福祉司、獣医師、司書、保育士、児童指導員の採用試験を実施。 ・臨時・非常勤職員制度の見直し。 地方公務員法及び地方自治法の改正(H29.5.17公布、R2.4.1施行)を受け、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保するとともに、会計年度任用職員制度の導入に向けて検討中。	・少人数職種において、職員の適切な採用、配置、異動、育成、登用等を実施。 保健師、畜産、児童福祉司、獣医師、司書、保育士、児童指導員、管理栄養士、学芸員、古建築の採用試験を実施。 ・臨時・非常勤職員制度の見直し。 令和2年4月施行の地方公務員法、地方自治法の改正にあわせ、特別職、臨時的任用職員及び会計年度任用職員について制度を改正し、運用を開始。	総務部 (行政・人材マネジメント課、人事課)
11	超過勤務時間の縮減によるワーク・ライフ・バランスの推進	質の高い行政サービスを安定的・継続的に展開し、複雑・高度化する行政需要にも迅速かつ的確に対応するためには、育児、介護等で時間等に制約のある職員も含め、限られた人的資源を最大限活用することが必要不可欠です。 総実勤務時間の短縮は、人件費抑制の観点のみならず、職員のワーク・ライフ・バランス実現の観点からも、行政運営上最も重要な課題の一つです。また、職員の心身の健康と仕事に対するモチベーションを維持するためにも、長時間労働を良しとする職場風土を改革し、組織として徹底した時間外勤務の縮減に取り組めます。 具体的には、これまで、定時退庁日の庁内巡回に加え、時間外勤務命令のない職員が在庁していた場合、所属長に注意書を発行するなどの取組を行ってきました。 引き続き、既存事業の必要性や進め方の見直し、会議の効率化・資料の縮減など効率的な業務マネジメントと適切な勤務管理の徹底などに更に取り組むことにより、職員一人ひとりのタイムマネジメントやコストに関する意識を高め、総実勤務時間の短縮につなげます。	時間外勤務の縮減は、行政運営上最も重要な課題の一つであり、職員のワーク・ライフ・バランスの実現、健康管理、効率的な事務執行の観点から、様々な取組を実施。 ①勤務時間管理適正化通知の発出 平成29年4月27日、7月28日、12月22日と3回、勤務時間管理の適正化や退勤管理の徹底通知を発出。 ②定時退庁日の庁内巡回と注意書の発行 人事課と職員労働組合が連携して各所属を巡回し、時間外勤務命令のない職員が在庁していた所属長に注意文書を発行。 ③毎月19日19時完全消灯実施 注意書発行枚数と19日19時完全消灯実施状況を総務会及び庁議で報告。	時間外勤務の縮減は、行政運営上最も重要な課題の一つであり、職員のワーク・ライフ・バランスの実現、健康管理、効率的な事務執行の観点から、様々な取組を実施。 ①定時退庁日の庁内巡回と注意書の発行 人事課と職員労働組合が連携して各所属を巡回し、時間外勤務命令のない職員が在庁していた所属長に注意文書を発行。 ②毎月19日19時完全消灯実施 注意書発行枚数と19日19時完全消灯実施状況を総務会及び庁議で報告。 ③庁内働き方改革推進プロジェクトチームを設置、退勤管理の徹底を図るとともに、超過勤務の縮減に向けて取り組んだ。	時間外勤務の縮減は、行政運営上最も重要な課題の一つであり、職員のワーク・ライフ・バランスの実現、健康管理、効率的な事務執行の観点から、様々な取組を実施。 ①定時退庁日の庁内巡回と注意書の発行 人事課と職員労働組合が連携して各所属を巡回し、時間外勤務命令のない職員が在庁していた所属長に注意文書を発行。 ②毎月19日19時完全消灯実施 注意書発行枚数と19日19時完全消灯実施状況を総務会及び庁議で報告。 ③庁内働き方改革推進プロジェクトチームを開催し、超過勤務の縮減、業務効率化、メンタルヘルス対策等に取り組んだ。	総務部 (行政・人材マネジメント課、人事課)
12	効率的な業務マネジメント	行政需要の変化に伴い、事務事業を必要性、緊急性、効果性、効率性等の観点から常に見直しを行い、廃止、縮小、統合、終期設定等の方策を講じ、事務事業の整理合理化を図ります。 さらに、事務執行の上で仕事の見直し、改善のポイントを示し、各所属において取組を実践するとともに、効果の大きい取組については全庁に取組を促し、働き方改革と職場風土改革に取り組めます。 特に、目的やゴールの明確化、参加メンバーや開催時間、開催回数、会議資料の見直し等を通じた会議の効率化、作成基準の明確化や既存資料の活用などによる資料の縮減に全庁的に取り組めます。あわせて、こうした効率的な業務マネジメントを管理職の人事評価項目に組み込みます。	・平成29年8月に、『仕事の「見直し・改善」の推進』の改訂を行い、業務の効率化の推進及び働き方改革・超過勤務の縮減に向けて各所属での取組の参考となるよう周知。 ・効率的な業務マネジメントを推進するため、管理職に対し以下の観点から能力評価の着眼点に組込(再掲) 業務の見直し、会議の効率化、資料の縮減	・平成30年9月に、『仕事の「見直し・改善」の推進』の改訂を行い、業務の効率化の推進及び働き方改革・超過勤務の縮減に向けて各所属での取組の参考となるよう周知。 ・仕事を「見直し・改善」するため、各所属において「業務の廃止」に取り組み、効果の大きい取組については全庁に周知。 ・業務を効率的に実施するため、各所属において年末に「執務環境の改善」に取り組み、効果の大きい取組については全庁に周知するとともに、年度末に向けた取組を促進。 ・管理職(課長級及び課長補佐級)の人事評価(業績評価)において、業務・勤務時間管理に関する具体的な数値目標設定を必須化(再掲)。	・令和元年10月に、『仕事の「見直し・改善」の推進』の改訂を行い、業務の効率化の推進及び働き方改革・超過勤務の縮減に向けて各所属での取組の参考となるよう周知。 ・職員一人ひとりが仕事の見直しにつながる取組を職員が提案し、所属で共有することで、職員の仕事改善に対する意識醸成を図るとともに、所属の仕事改善を図ることを図るため、「ひとり見直し運動」に取り組み、効果の大きい取組については全庁に周知。 ・手順が共通する業務について、共通フォーマットを作成し、全庁に周知。	総務部 (行政・人材マネジメント課)
13	フレックスタイム制度の導入・推進	フレックスタイム制度については、平成28年度から国が先行して導入しており、本県においても、総勤務時間を維持しながら、出退勤時間を調整できる柔軟な働き方として、平成29年度から導入・推進します。 制度の導入を契機として、職員の生活状況に応じた柔軟で多様な働き方の選択肢を広げることにより、更なる公共サービスの向上と業務の進め方の見直しを進めていきます。	・フレックスタイム制度の導入(H29.4～) 利用実績:延べ1,271人 実280人 利用方法:朝型勤務や家庭の状況など、個々の職員の事情に応じて活用。	・フレックスタイム制度の導入(H29.4～) 利用実績:延べ1,529人 実207人 利用方法:朝型勤務や家庭の状況など、個々の職員の事情に応じて活用。	・フレックスタイム制度の導入(H29.4～) 利用実績:延べ2,371人 実233人 利用方法:朝型勤務や家庭の状況など、個々の職員の事情に応じて活用。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、申告簿兼割振り簿の提出期限を緩和	総務部 (行政・人材マネジメント課)
14	テレワークの導入	テレワークは、ITを活用することで場所にとらわれずに働くことができ、職員の多様な働き方を可能とする選択肢の一つになるものです。他府県の取組等の研究を進めたくうえで、多様な職員個人の能力を引き出し、業務の更なる効率化や改革を進めるとともに職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、平成29年度に試行及び検証を行いながら、将来的な導入の検討を行います。	①サテライトオフィス勤務の開始 権原サテライトオフィスの開設(H29.7～):計48回利用 ②モバイルワークの試行 モバイル端末を16台導入(H29.7～)	①サテライトオフィス勤務の開始 奈良サテライトオフィスの開設(H30.7～):計13回利用 権原サテライトオフィス:計134回利用 ②モバイルワークの運用 モバイル端末を100台導入(H31.1～)(内訳PC70台、タブレット30台)	①サテライトオフィス勤務の開始 奈良サテライトオフィス:計31回利用 権原サテライトオフィス:計69回利用 ②モバイルワークの運用 モバイル端末100台運用(H31.1～)(内訳PC70台、タブレット30台)	総務部 (行政・人材マネジメント課、ICT推進課)

No.	項目名	内 容	H29年度の進捗状況	H30年度の進捗状況	R元年度の進捗状況	取組部局 (取組所属)
15	メンタルヘルス対策の推進	職務遂行において、職員が自己の能力を十分に発揮するためには、心身ともに健康であることが必要不可欠です。メンタルヘルス不調者数の高まりは、県の公務能率を確保する上での大きな課題となっており、職員の現況を踏まえた上で、効果的なメンタルヘルス対策を講じていくことが必要です。 平成28年度から導入したストレスチェックの実施とその結果の分析を通じて、職場環境の改善などの未然予防策を進めるとともに、大学と連携してより調査・分析を進め、対策を検討・実施していきます。	・メンタルヘルス対策として、職員のストレスチェックと高ストレス者への医師面接指導を実施。 ・ストレスチェック結果を各職場ごとに集計、分析し、改善に向けた取り組みを提言。 ・各職場の安全衛生推進者を対象に、ストレスチェック分析結果を活用した職場環境改善研修を実施。 ・職場環境改善を進めるためのヒント集などの参考資料を配付し、各職場の理解と取り組みを促進。 ・メンタルヘルス不調への気づきや対応などのケアを浸透させるため、その実践に係るリーフレットとガイドブックを全職員に配付。 ・人事課・総務厚生センターの連携を強化し、個々の職員ごとにチームで対応する体制を構築。 ・メンタルヘルス不調の予防的取り組みを検討するための調査を大学と連携して実施。	①人事課と総務厚生センターの連携を強化し「心の相談窓口」を創設及び個々の職員ごとにチームで対応する体制を構築。 ・相談員（両課を兼務する担当参事・臨床心理士等）を設置し、組織的支援を実施。 ②試し通勤制度の新設等、精神疾患で長期休職中の職員に係る職場復帰支援制度を拡充。 ③早稲田大学と連携した調査結果に基づき、メンタルヘルスに影響する組織要因・個人要因と必要な対策について明確化し、メンタルヘルス事業（ストレスチェック制度、職場環境改善、ストレス対処法等研修）を充実。 ④ストレスチェック制度について、調査項目に職場や職員をいきいきさせる要因分析項目を追加し、職場の課題に加えて職場の強みを明確化。 ・安全衛生推進者を対象に集団分析結果をふまえた職場環境改善研修を実施。各職場において職員参加による職場環境改善を推進 効果的な取組を進めるための事例を収集 ・モデル職場については、ファシリテータの支援のもと「合同職場環境改善検討会」を開催し、職場の強みを活かした具体的な職場環境改善を実施。 ・組織内のコミュニケーションを改善し、個人尊重の組織風土を目指す取組として振り返り研修を拡充。 ⑤職員のストレス対処能力の向上を目的とした研修の充実。	①精神疾患で長期休職中の職員に係る職場復帰支援制度を拡充し、試し通勤制度の運用を開始。 ②ストレスチェック制度について、調査項目に職場や職員をいきいきさせる要因分析項目を追加し、職場の課題に加えて職場の強みを明確化。 ・安全衛生推進者を対象に前年度の職場環境改善を振り返り今後に活かすために、所属による事例発表を含む研修会を実施。 ・安全衛生推進者を対象に集団分析結果をふまえた職場環境改善研修を実施。各職場において職員参加による職場環境改善を推進し、効果的な取組を進めるための事例を収集。 ・モデル職場については、ファシリテータの支援のもと「合同職場環境改善検討会」を開催し、職場の強みを活かした具体的な職場環境改善を実施。 ・組織内のコミュニケーションを活性化し、組織風土の改善を目指す取組として振り返り研修を拡充。 ③職員のストレス対処能力の向上を目的とした研修の充実。 ④管理職向けに、部下のメンタルヘルスに関するラインケア心得を作成。	総務部 (人事課、 総務厚生 センター)
(2)内部統制によるリスクマネジメント(「内部統制体制の整備及び運用に関する基本方針」)						
16	内部統制によるリスクマネジメントの構築	県の主要プロジェクトに位置づけられる政策の推進のみならず、いわゆるルーティン業務の事務処理も含め、リスクの回避と事務の適正さを確保するため、既存の仕組みを見直し、リスクマネジメントの構築に取り組みます。 内部統制において対象とするリスクは、自然災害等の危機管理で想定されるリスクではなく、事前統制の対象となし得るリスクで、主として以下を目的として、想定されるリスクに対する内部統制に取り組みます。 ① 事務の執行が法令その他の規範に適合することを確保すること ② 事務の執行が効率的・効果的に行われることを確保すること ③ 財務報告の信頼性を確保すること ④ 資産の保全を確保すること	実施に向けた体制等について検討。 ・過去に発生したリスクの洗い出し ・発生頻度や影響度により分類し、対応を講じるリスクを抽出 ・チェックシートを作成	実施に向けた体制等について検討。 ・内部統制によるリスクマネジメントの構築について、庁内で意見募集しチェックシート等に反映 ・総務省の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(たたき台)」を踏まえた対応を検討 ・翌年度からの試行に向けた検討を実施	実施に向けた体制等について検討。 ・奈良県内部統制基本方針、奈良県内部統制推進要綱及び奈良県内部統制実施マニュアルを策定し、全庁的な内部統制の整備を行った。 ・業務レベルのリスクに対応するため、財務に関する事務及びその他知事が必要と認める事務について、それぞれの業務に関し具体的なリスクを設定。 ・14所属を対象として、平成31年4月から令和元年9月までの期間で試行を行い、その評価結果を受けて、チェックシート等の修正を行った。 ・リスクマネジメントを推進する課を行政・人材マネジメント課と会計局総務課に定めるとともに、組織マネジメント推進会議に代わる会議により、全庁的なマネジメントの整備及び運用状況を確認し、改善等に取り組むこととした。	総務部 (行政・人 材マネジ メント課) 全部局
17	各部署でのリスクの評価・検証	各部署が担当する事務について、法令等に違反(違法又は不当)するリスク又は事後的に法令等に違反していると評価され得るリスクを事前に検討し、その洗い出しを行うとともに、洗い出したリスクについて、各部署が発生頻度と影響度から分析・評価し、対応の優先度を決定した上で、対応策を整備します。 さらに、事務処理上のミスや不正を防ぐため、人的チェックやITを活用したチェックの仕組みの見直し、モニタリングの整備を行います。 その上で、リスクの洗い出し等によるリスクの範囲を不断に見直すとともに、リスクへの対応策、モニタリングの手法・体制等を検証します。				
18	全庁的な取組を推進する体制の整備	事務処理上のリスクの回避と事務の適正さを確保するため、リスクマネジメントを推進する課を定め、全庁的に取り組みます。全庁的なマネジメントの整備及び運用状況を確認するため、組織マネジメント推進会議を開催し、必要な改善等に取り組めます。				

No.	項目名	内 容	H29年度の進捗状況	H30年度の進捗状況	R元年度の進捗状況	取組部局 (取組所属)
(3)その他組織マネジメントの取組						
19	行政評価の実施	行政評価の評価結果を踏まえ、今後も継続的に重点施策の検討や、予算編成等に反映させていく必要があります。 各種指標による現状分析や取組の評価、これらを踏まえた適切な指標による具体的な目標を設定し、予算編成や事業の執行に的確に反映していくPDCAマネジメントサイクルを推進します。 また、評価結果を踏まえ、重点的に取り組む施策を検討し、次年度の予算編成等に反映させていきます。	①政策評価 ・全庁的なマネジメントサイクルを推進するために、「主な政策集(平成28年2月発行)」で示した政策体系に基づき、各政策目標の進捗状況や事業実施による施策の成果、効果について、できるだけ客観的に評価し、翌年度に向けた課題を明確化した上で、今後の取組方針を整理。 ・平成28年度の評価結果については、平成29年10月に「平成28年度重点課題に関する評価」としてとりまとめ公表。 ②事業効果点検 ・「事業効果点検シート」を活用し、各部署企画管理室が中心となって各部署自らが事業の整理、見直しを実施。	①政策評価 ・全庁的なマネジメントサイクルを推進するために、「主な政策集(平成29年2月発行)」で示した政策体系に基づき、各政策目標の進捗状況や事業実施による施策の成果、効果について、できるだけ客観的に評価し、翌年度に向けた課題を明確化した上で、今後の取組方針を整理。 ・平成29年度の評価結果については、平成30年10月に「平成29年度重点課題に関する評価」としてとりまとめ公表。 ②事業効果点検 ・「事業効果点検シート」を活用し、各部署企画管理室が中心となって各部署自らが事業の整理、見直しを実施。	①政策評価 ・全庁的なマネジメントサイクルを推進するために、「主な政策集(平成30年3月発行)」で示した政策体系に基づき、各政策目標の進捗状況や事業実施による施策の成果、効果について、できるだけ客観的に評価し、翌年度に向けた課題を明確化した上で、今後の取組方針を整理。 ・平成30年度の評価結果については、令和元年10月に「平成30年度重点課題に関する評価」としてとりまとめ公表。 ②事業効果点検 ・「事業効果点検シート」を活用し、各部署企画管理室が中心となって各部署自らが事業の整理、見直しを実施。	知事室 (政策推進課)
20	会計管理の強化	不適正経理による県政への信頼を損なう事例や、職員の会計事務に関する基礎知識不足とチェック機能が不十分なことによる誤り事例の根絶が必要です。 このため、職員の会計事務に対する意識改革と知識取得に向けた研修を実施するとともに、必要な規定の整備やチェック体制の再構築を図るなど会計事務の適正化を推進します。	<研修の充実> ①会計局主催 ・主管課初任者研修:平成29年4月 受講者16名 ・新任出納員研修:平成29年4月14日 受講者60名 ・eラーニング研修の実施 受講者310名 ・主管課等経理員研修(支出命令)平成29年7~9月(6回実施) 受講者69名(支出負担行為)平成29年12月(2回実施) 受講者32名 ・主管課出前研修(支出負担行為)平成29年8月~9月 9部署 受講者41名 ・システム(電子入札)操作等の研修(2回) 受講者41名 ・契約事務の研修(2回) 受講者138名 ・会計事務リスクマネジメント事業(2回) 受講者31名(会計局職員等) ②自治研修所主催(講師支援) ・新規採用職員研修:平成29年4月17日 受講者157名 ・新規採用職員フォローアップ(3年目)研修:平成29年7月25日、26日 受講者127名 ・新任係長研修:平成29年8月25日 受講者142名 ③主管課主催 ・OJT・集合研修:各部署内に集合研修を実施(会計局から講師派遣 教育委員会、警察) ・補助金出前講座の開催:会計指導官を講師派遣 10会場5部署 受講者762名(県下39市町村職員も参加) <サポート体制の確立> ・巡回指導の実施(5所属) <会計情報の共有・発信> ・会計局・主管課連絡会議の定期開催 ・ヘルプデスクの問い合わせ事例を庁内ホームページに掲載 ・契約関係法令に関する四段表を整備して庁内ホームページに掲載 ・契約事務に関するQ&Aを庁内ホームページに掲載	<研修の充実> ①会計局主催 ・主管課初任者研修:平成30年4月 受講者8名 ・新任出納員研修:平成30年4月17日 受講者68名 ・管理職会計事務研修:平成30年7月19日 受講者188名 ・eラーニング研修の実施 受講者203名 ・主管課経理員等研修(補助金関係)平成30年7~8月(3回実施) 受講者61名(委託業務関係)平成30年8月(3回実施) 受講者64名 ・システム(電子入札)操作等の研修(2回) 受講者66名 ・契約事務の研修(2回) 受講者113名 ②自治研修所主催(講師支援) ・新規採用職員研修:平成30年4月16日 受講者117名 ・新規採用職員フォローアップ(3年目)研修:平成30年9月25日、26日 受講者124名 ・新任係長研修:平成30年6月8日 受講者119名 ③主管課主催 ・補助金出前講座の開催:会計指導官を講師派遣 11会場3部署 受講者517名(県下39市町村職員も参加) <サポート体制の確立> ・巡回指導の実施(5所属) ・巡回指導のフォローアップ指導の実施(5所属) <会計情報の共有・発信> ・会計局・主管課連絡会議の定期開催 ・ヘルプデスクの問い合わせ事例を庁内ホームページに掲載 ・契約関係法令に関する四段表を整備して庁内ホームページに掲載 ・契約事務に関するQ&Aを庁内ホームページに掲載 ・会計Channelを庁内ホームページに掲載 ・会計事務処理ミス重点対策要領を配布・庁内ホームページに掲載	<研修の充実> ①会計局主催 ・主管課初任者研修:平成31年4月 受講者15名 ・新任出納員研修:平成31年4月16日 受講者71名 ・管理職会計事務研修:令和元年7月24日 受講者205名 ・eラーニング研修の実施 受講者226名 ・主管課経理員等研修:令和元年12月 受講者101名 ・システム(電子入札)操作等の研修(2回) 受講者56名 ・契約事務の研修(2回) 受講者93名 ②自治研修所主催(講師支援) ・新規採用職員研修:平成31年4月15日 受講者138名 ・新規採用職員フォローアップ(3年目)研修:令和元年7月30日 受講者126名 ・新任係長研修:令和元年6月7日 受講者121名 ③主管課主催 ・補助金出前講座の開催:会計指導官を講師派遣 17会場7部署 受講者840名(県下39市町村職員も参加) <サポート体制の確立> ・巡回指導の実施(5所属) ・巡回指導のフォローアップ指導の実施(5所属) <会計情報の共有・発信> ・会計局・主管課連絡会議の定期開催 ・ヘルプデスクの問い合わせ事例を庁内ホームページに掲載 ・契約関係法令に関する四段表を整備して庁内ホームページに掲載 ・契約事務に関するQ&Aを庁内ホームページに掲載 ・会計Channelを庁内ホームページに掲載 ・会計事務処理ミス重点対策要領を見直し、配布・庁内ホームページに掲載	会計局 (総務課、 会計課)
21	監査委員監査の強化	監査委員の外部からの登用の充実などにより監査の独立性・専門性を高めつつ、県民目線に立った公正かつ実効的な監査の実施を基本目標として、監査委員が毎年度策定する「監査行動方針」に基づき、監査機能の充実・強化を図ります。 なお、県の各機関で取り組む内部統制体制の整備及び実施の状況をチェックするとともに、その結果を踏まえた監査を実施します。	平成29年11月、平成30監査年度「監査行動方針」を策定。 ・「監査行動方針」で定められた下記事項等に基づき、監査機能の充実・強化を行った。 ・正確性及び合規性の観点からの監査の実施 ・経済性・効率性・有効性の観点を重視した監査の実施 ・内部統制の整備及び実施状況の検証を踏まえた監査の実施 ・監査結果のフォローアップ及び行政への反映の促進 ・常勤の識見監査委員を1名から2名とし、当該増員分を外部(会計検査院)から登用(H29.4.1~)。	平成30年11月、平成31監査年度「監査行動方針」を策定。 ・「監査行動方針」で定められた下記事項等に基づき、監査機能の充実・強化を行った。 ・正確性及び合規性の観点からの監査の実施 ・経済性・効率性・有効性の観点を重視した監査の実施 ・内部統制の整備及び実施状況の検証を踏まえた監査の実施 ・監査結果のフォローアップ及び行政への反映の促進 ・常勤の識見監査委員2名のうち1名を外部(会計検査院)から任用。	令和元年12月、令和2監査年度「監査計画」を策定。 令和2年3月、「奈良県監査基準」を策定。 「奈良県監査基準」「監査計画」で定められた下記事項等に基づき、監査機能の充実・強化を行った。 ・正確性及び合規性の観点からの監査の実施 ・経済性・効率性・有効性の観点を重視した監査の実施 ・内部統制の整備及び実施状況の検証を踏まえた監査の実施 ・監査結果のフォローアップ及び行政への反映の促進 ・常勤の識見監査委員2名のうち1名を外部(会計検査院)から任用。	監査委員 事務局 総務部 (人事課)

No.	項目名	内 容	H29年度の進捗状況	H30年度の進捗状況	R元年度の進捗状況	取組部局 (取組所属)
II 財政マネジメント						
22	財政規律の確保	基金の計画的な活用や有利な財源の確保努力により主要プロジェクト等を堅実に進めつつ、一般財源ベースの歳出総額については、原則増加を前提とせず抑制します。 こうした中で、社会保障関係経費は増高が見込まれており、経費全般にわたる徹底的な見直しが必要であることから、予算要求段階から事務事業の選択と集中を徹底する平成29年度予算編成の取組を継続・強化します。 また、県債残高のうち交付税措置のない部分の県税収入に対する比率が前年度より実質的に下回るよう、健全な財政運営に努めます。 交付税措置がある部分についても、一般財源総額の実質的な増加が見込めない中、将来的な交付税措置額の不足が財政運営の障害要因とならないよう、臨時財政対策債について足元の交付税措置額と元利償還金の差額相当分を繰上償還するとともに、他の県債を含めた当該差額累計相当分の県債管理基金の基金残高を維持・確保します。 こうした財政運営を基本として、経常収支比率（一般財源に対する人件費や公債費等の義務的経費の割合）、実質公債費比率（県の財政規模に対する公債費の割合）、将来負担比率（県の財政規模に対する県債や第三セクター等への債務保証などの割合）が悪化しないように努めます。	・平成30年度当初予算編成の一般財源の状況は、歳入が県税等（市町村等への県税交付金を除く）の増加により、前年度から14億円増加。 ・歳出においては、主要プロジェクトの着実な進捗を図りつつ、既存事業の見直し等の取組や、人件費、公債費が減少するものの、社会保障関係経費が増加することなどから、前年度から2億円増加。 ・収支の要調整額は▲20億円（平成29年度：▲32億円）となった。 ・県債残高のうち交付税措置のない部分の県税収入に対する比率は、平成30年度当初予算ベースでは、3.0倍で前年度（3.1倍）を下回り、過去10年間で最低となる見込み。 ・臨時財政対策債等の足元の交付税措置額と元利償還金の差額相当分を繰上償還するとともに、他の県債を含めた当該差額累計相当分の県債管理基金残高を維持・確保。 ・平成29年度決算における経常収支比率（94.6%）は、歳入において県税や地方交付税等が増加し、また、歳出においては社会保障関係経費や災害による維持補修費等が増加した結果、前年度（95.4%）より減少。実質公債費比率（10.5%）と将来負担比率（157.6%）も、ともに前年度（実質公債費率11.3%、将来負担比率160.6%）より減少。	・令和元年度当初予算は、知事選挙及び県議会議員選挙を念頭に、いわゆる骨格予算として編成。 ・一般財源ベースの歳出の状況は、社会保障関係経費が増加するものの、公共事業の新規箇所等について選挙後の補正予算での対応を想定したことや人件費の減少などにより、前年度から21億円減少。 ・県債残高のうち交付税措置のない部分の県税収入に対する比率は、令和元年度当初予算ベースでは、3.0倍で前年度（3.1倍）を下回り、過去10年間で最低となる見込み。 ・臨時財政対策債等の足元の交付税措置額と元利償還金の差額相当分を繰上償還するとともに、他の県債を含めた当該差額累計相当分の県債管理基金残高を維持・確保。 ・平成30年度決算における経常収支比率（92.8%）は、歳入において地方譲与税等が増加し、歳出においては人件費や公債費が減少した結果、前年度（94.6%）より減少。実質公債費比率（9.7%）と将来負担比率（152.7%）も、ともに前年度（実質公債費率10.5%、将来負担比率157.6%）より減少。	・令和2年度当初予算における一般財源の状況は、歳入が県税等（市町村等への県税交付金を除く）の増加により、前年度（令和元年度6月補正後予算）から42億円増加。 ・歳出は、主要プロジェクト等の実行に取り組みつつ、既存事業の見直しなどを進める一方で、会計年度任用職員制度の導入等による人件費の増加や、社会保障関係経費の増加などにより、前年度から43億円増加。 ・県債残高のうち交付税措置のない部分の県税収入に対する比率は、令和2年度当初予算ベースでは3.0倍で、前年度（3.0倍）と同じ。 ・臨時財政対策債等の足元の交付税措置額と元利償還金の差額相当分を繰上償還するとともに、他の県債を含めた当該差額累計相当分の県債管理基金残高を維持・確保。 ・令和元年度決算における経常収支比率（93.7%）は、歳入において臨時財政対策債が減少し、歳出においては社会保障関係経費が増加した結果、前年度（92.8%）より増加。実質公債費比率（8.7%）は、元利償還金の減により前年度（9.7%）より減少。将来負担比率（156.0%）は充当可能基金残高の減により前年度（152.7%）より増加。	総務部 (財政課)
23	自主的な税制の整備	地方創生・人口減少対策をはじめとした地方の増大する役割に対応するため 課税自主権を発揮していくことが重要です。 このため、使途事業等について妥当性や有効性の評価を行いつつ、現行の法人県民税の税率、森林環境税及び産業廃棄物税の延長や見直しについて検討します。 また、減免、課税免除制度の見直しについても検討します。	①森林環境税 ・国において森林環境税（H36～）及び森林環境譲与税（H31～）が創設されることを受け、奈良県森林環境税の今後のあり方について奈良県税制調査会において提言をとりまとめた。 ②産業廃棄物税 ・奈良県税制調査会に現行の産業廃棄物税の状況について報告し、平成30年度における見直しに向けた検討を実施。	①森林環境税 平成29年度の提言を踏まえ、今後の森林環境税のあり方について、奈良県税制調査会において意見書が採択された。また、法令が成立し、令和元年度より森林環境譲与税制度が開始されることとなった。 ②産業廃棄物税 ・奈良県税制調査会の「引き続き産業廃棄物税を継続することが適当である。5年後を目途として、必要に応じて検討を行う。」との答申に基づき、条例改正を行い、次の検討の目途を令和5年度とした。	①森林環境税、法人県民税特例制度 課税期間が令和2年度で終了するため、奈良県税制調査会の答申に向けて、当調査会において必要な検討を開始した。 ②自動車税の減免制度 身体障害者減免制度において、対象を車検有効期間内の車に限定することや同一年度内は原則1人1台の申請にする等、問題点を改善した。	総務部 (税務課)
24	税收確保の取組	公正かつ適正な課税は、税務行政の基本であり、正しい法規の解釈、適用を行い、適時的確な課税を行うことが必要です。 このため、適正な申告指導と的確な情報収集に努めるとともに、税の公平性を確保するため、現地調査など課税調査を強化します。 また、収入未済額削減のため、滞納者に対して催告書や電話による納税指導を行うとともに、財産調査を徹底します。資力があながら自主納付に応じない悪質な滞納者については、差押えを積極的に実施します。	①課税調査の実施 ・法人三税について医療法人と未申告法人の調査及び現地調査を実施。 ・自動車税について身体障害者減免の現況調査を実施。 ・ゴルフ場利用税及び産業廃棄物税の現地調査を実施。 ②積極的に差押え等の滞納処分を継続して行い（平成29年度差押662件）、その結果収入未済額が平成28年度末から平成29年度末までに3億円減少した。（平成29年度末 25億2548万円）	①課税調査の実施 ・法人三税について医療法人と未申告法人の調査及び現地調査を実施。 ・自動車税について身体障害者減免の現況調査を実施。 ・ゴルフ場利用税及び産業廃棄物税の現地調査を実施。 ②県税収入未済額は依然として多額であるが、積極的に差押え等の滞納処分を継続して行い（平成30年度差押637件）、平成28年度末から平成30年度末までに5億円減少した。（平成30年度末 22億9438万円）	①課税調査の実施 ・法人三税について医療法人と未申告法人の調査及び現地調査を実施。 ・自動車税について身体障害者減免の現況調査を実施。 ・ゴルフ場利用税及び産業廃棄物税の現地調査を実施。 ②県税収入未済額は依然として多額であるが、積極的に差押え等の滞納処分を継続して行い（令和元年度差押683件）、平成28年度末から令和元年度末までに7億円減少した。（令和元年度末 20億6953万円）	総務部 (税務課)
25	税外収入確保の取組	厳しい財政状況の中、使用料・手数料については、公正な受益者負担の観点から料金を設定することが不可欠です。施設や機器の更新時など機会を捉えて、使用料・手数料の見直しを実施します。 あわせて、施設の維持やサービスの向上のための財源を確保することが必要です。ネーミングライツ及び有料広告については、応募状況や他府県の導入状況なども勘案し、見直しを図りながら事業を展開します。	①使用料・手数料の見直し 平成30年度当初予算編成において、公正な受益者負担の観点から、118件の使用料・手数料の見直しを実施。 ②ネーミングライツ ・橿原公苑において下記のとおり引き続き3年間（H28.7～H31.6）の継続契約中。 【施設】野球場 【施設愛称名】佐藤薬品スタジアム 【契約額】24,000千円／3年間 【施設】第一体育館 【施設愛称名】ジェイテクトアリーナ奈良 【契約額】9,000千円／3年間 ③有料広告 ・奈良県庁食堂がリニューアルオープンしたことに伴い、平成29年11月より食堂前通路における有料広告の募集（7枠）を復活。	①使用料・手数料の見直し 平成31年度当初予算編成において、公正な受益者負担の観点から35件、また、令和元年10月施行の消費増税に伴い2,208件の使用料・手数料の見直しを実施。 ②ネーミングライツ ・橿原公苑において下記のとおり引き続き3年間（H28.7～R1.6）の継続契約中。 【施設】野球場 【施設愛称名】佐藤薬品スタジアム 【契約額】24,000千円／3年間 【施設】第一体育館 【施設愛称名】ジェイテクトアリーナ奈良 【契約額】9,000千円／3年間 ③有料広告 ・県有施設5施設・掲出枠22枠で継続して有料広告掲出を募集。 ・令和元年10月施行の消費増税に伴い同年10月以降の広告掲出料等を改定。	①使用料・手数料の見直し 令和2年度当初予算編成において、公正な受益者負担の観点から、383件の使用料・手数料の見直しを実施。 ②ネーミングライツ ・橿原公苑において下記のとおり3年間（R1.7～R4.6）契約締結。 【施設】野球場 【施設愛称名】佐藤薬品スタジアム 【契約額】24,000千円／3年間 【施設】第一体育館 【施設愛称名】ジェイテクトアリーナ奈良 【契約額】9,000千円／3年間 ③有料広告 ・県有施設5施設・掲出枠22枠で継続して有料広告掲出を募集。	総務部 (財政課、ファンリテイマネジメント室)
26	国庫支出金等の活用	主要プロジェクト等を計画的に進める財源を確保するため、国予算等を最大限活用することが不可欠です。 このため、国等に対し本県の実情を踏まえた制度創設や運用弾力化等の政策提案を積極的に行うことを含め、国庫支出金等の確保に向けて取り組みます。特に、財源措置が有利な国庫正予算を最大限活用します。	・国庫正予算を積極的に活用し、平成29年度2月補正予算を編成。 ・地方創生推進交付金を活用した事業を推進。 交付対象事業数：8事業 交付対象事業費：537,093千円	・国庫正予算を積極的に活用し、平成30年度2月補正予算を編成。 ・地方創生推進交付金を活用した事業を推進。 交付対象事業数：10事業 交付対象事業費：1,035,950千円	・国庫正予算を積極的に活用し、令和元年度2月補正予算を編成。 ・地方創生推進交付金を活用した事業を推進。 交付対象事業数：12事業 交付対象事業費：1,285,531千円 ・地方創生推進交付金を活用し、海外への販路開拓に積極的に取り組み、海外輸出で成果を上げている県内企業の表彰等を実施。	総務部 (財政課) 全部局
27	PPP/RFIの活用	主要プロジェクトの推進にあたっては、その目的や効果を最大限に発揮するため、民間が有する資金やノウハウの積極的な活用について検討を行い、PPPやRFI手法等の積極的な活用を図ります。 このため、「奈良県PPP/RFI手法導入の優先的検討規程」に基づき、一定規模以上の公共施設等の整備及び運営にあたり、従来型手法（県の直営等）に優先して、PPP/RFI手法導入の検討を促進します。 ※PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ RFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ	・平成30年度当初予算編成において、公共施設等でのPPP/RFI手法等を積極的に活用。	・令和元年度当初予算編成において、公共施設等でのPPP/RFI手法等を積極的に活用。 ・平成30年度における公共施設のRFI及び指定管理者制度の導入件数は37件で、平成29年度に比べ1件増加。 ・「奈良県PPP/RFI手法導入の優先的検討規定」に基づき、1施設（生駒警察署）でPPP/RFI手法導入の検討を実施。	・令和2年度当初予算編成において、公共施設等でのPPP/RFI手法等を積極的に活用。 ・令和元年度における公共施設のRFI及び指定管理者制度の導入件数は37件で、平成30年度と同数。	総務部 (財政課)
28	ふるさと納税制度、地方創生応援税制の活用	奈良県が行っている地方創生の取組をはじめ様々なプロジェクトを県内外に発信し、県民や県出身者等とのつながりを強化する取組とあわせて、民間資金の活用策の一環として、ふるさと納税や地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の仕組みを効果的に活用します。	・東京で開催されたふるさと奈良のつどい、大阪奈良県人会総会などにおいて、ふるさと納税制度や県の取組のPRを実施。 ・企業版ふるさと納税として1件寄付を受領。	・東京で開催されたふるさと奈良のつどい、大阪奈良県人会総会などにおいて、ふるさと納税制度や県の取組のPRを実施。 ・県ゆかり企業に向けた企業版ふるさと納税のPR文書を送る。 ・企業版ふるさと納税として3件の寄付を受領。	・東京で開催されたふるさと奈良のつどい、大阪奈良県人会総会などにおいて、ふるさと納税制度や県の取組のPRを実施。 ・企業版ふるさと納税として1件の寄付を受領。 ・奈良ジャーナルを作成し、県ゆかりの企業65社に配布。	知事室 (政策推進課)
29	地方税財政制度の改革に向けた提案・要望	本県及び市町村の財政健全化に資するよう、地方税の地域間格差是正、地方一般財源総額の確保等に向け、国に対して提案・要望活動を実施します。 特に、地方消費税の清算基準について、平成29年度税制改正における成果を踏まえ、一層積極的に提言・要望活動を行い、平成30年度税制改正における抜本的見直しの実現を目指します。	・地方一般財源総額の確保について、平成29年8月に国に対して提案・要望活動を実施し、本県の要望どおり確保された。 ・地方消費税を最終消費地に適切に反映するものに見直すべきと提言してきた地方消費税の清算基準について、平成30年度より最終消費を的確に反映していない統計データを除外するとともに、従業者数の比率を廃止し人口の比率を50%にまで引き上げる抜本的見直しをすることが決定された。	・地方一般財源総額の確保について、平成30年7月に国に対して提案・要望活動を実施し、本県の要望どおり確保された。 ・偏在性の小さい地方税法系について政府要望を行った結果、令和元年度税制改正において、偏在を是正する新たな措置（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税）が創設された。	・地方一般財源総額の確保について、令和元年8月に国に対して提案・要望活動を実施し、本県の要望どおり確保された。	総務部 (財政課、税務課) 知事室 (市町村振興課)

No.	項目名	内 容	H29年度の進捗状況	H30年度の進捗状況	R元年度の進捗状況	取組部局 (取組所属)
30	安定的な資金調達と基金及び歳計現金の効率的な運用	金利動向が不安定な経済環境下において、安定的な資金調達手段を確保する一方、基金や歳計現金の効率的な運用を行うことが求められています。 このため、市場公募債の発行により必要な資金を確保するなど、安定的で透明性の高い資金調達を進めるとともに、資産の有効活用の観点から、基金及び歳計現金を安全かつより有利な方法で運用し、収入の増加を図ります。	・市場公募債(奈良県債200億円・共同発行債100億円)を発行し、安定的で透明性の高い資金調達を実施。 ・預金で運用している1,666億円のうち、1,310億円を1年以上の定期預金で運用する等、資産の有効活用の観点から、安全かつより有利な方法での運用を実施。	・市場公募債(奈良県債200億円・共同発行債100億円)を発行し、安定的で透明性の高い資金調達を実施。 ・預金で運用している1,629億円のうち、1,387億円を1年以上の定期預金で運用する等、資産の有効活用の観点から、安全かつより有利な方法での運用を実施。	・市場公募債(奈良県債200億円・共同発行債100億円)を発行し、安定的で透明性の高い資金調達を実施。 ・預金で運用している1,547億円のうち、1,219億円を1年以上の定期預金で運用する等、資産の有効活用の観点から、安全かつより有利な方法での運用を実施。	総務部 (財政課)
31	税外未収金対策の強化	収入確保と負担の公平性の観点から、全庁的に厳正かつ適切な債権管理が求められています。このため、新たな未収金の発生防止と既に発生している未収金の縮減に向けて、収納対策の強化及び推進に取り組む必要があります。 定期的に「未収金対策推進連絡会議」を開催し、各課の情報共有を行うとともに、各課が責任と主体性を持って未収金対策の取組を進めることができるように、債権管理の推進を図ります。 弁護士による債権管理に関する職員研修や法律相談の実施のほか、マニュアルに沿った適切な管理を進めます。 また、納付者の利便性の向上と回収事務の効率化を図ることにより、未収金の縮減に努めます。	・未収金対策推進連絡会議を開催し、回収実績の分析、削減目標の設定を行い、適切な債権管理を推進。 ・弁護士を講師とした債権管理に関する職員研修を実施。 ・支払督促の法的手続きを行うためのマニュアルを作成し、研修を実施。 ・奨学資金貸付金の口座振替について、取扱い金融機関を都市銀行にも拡充。 参考:平成29年度税外未収金決算額 42億5631万円(前年度2480万円増加)	税外未収金は依然として多額であるが、以下の取組等により未収金削減の課題の把握や適切な債権管理に努めた。 ・未収金対策推進連絡会議を開催し、回収実績の分析、削減目標の設定を行い、適切な債権管理を推進。 ・未収金所管課にヒアリングを実施し、債権者ごとの状況を把握。 ・弁護士を講師とした債権管理に関する職員研修を実施。 ・奨学資金貸付金の口座振替について、取扱い金融機関をゆうちょ銀行にも拡充。 参考:平成30年度税外未収金決算額 41億9795万円(前年度5836万円減少)	税外未収金は依然として多額であるが、以下の取組等により未収金削減の課題の把握や適切な債権管理に努めた。 ・未収金対策推進連絡会議を開催し、回収実績の分析、削減目標の設定を行い、適切な債権管理を推進。 ・未収金所管課に調査を実施し、各債権の状況・理由をより詳細に把握。 ・弁護士を講師とした債権管理に関する職員研修を実施。 参考:令和元年度税外未収金決算額 43億38万円(前年度1億243万円増加)	総務部 (行政・人材マネジメント課)
32	事務事業の再編・見直し	現下の厳しい財政状況を踏まえ、すべての施策・事業について、費用対効果の検証を徹底し、廃止を含めて大胆に見直すことにより、新陳代謝を促進します。特に、ソフト事業については、3年間のサンセット方式を徹底し、事業計画を検討します。	・平成30年度当初予算編成において、事業の新陳代謝促進のため、既存事業を見直し。 (廃止・休止:85事業、その他の見直し:103事業、見直し効果額:1,659百万円)	・令和元年度当初予算編成において、事業の新陳代謝促進のため、既存事業を見直し。 (廃止・休止:83事業、その他の見直し:108事業、見直し効果額:2,415百万円)	・令和2年度当初予算編成において、事業の新陳代謝促進のため、既存事業を見直し。 (廃止・休止:72事業、その他の見直し:159事業、見直し効果額:3,074百万円)	総務部 (財政課)
33	公営企業会計の適用の推進	公営企業においては、これまでに整備した施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増しています。こうした中で、公営企業がその機能やサービスを将来にわたって安定的に提供していくためには、公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成を行い、自らの経営・資産等を正確に把握した上で、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組む必要があります。 このため、流域下水道事業について、平成31年度からの公営企業会計の適用に向けた取組を進めます。	・資産の評価基準や手法を定めた固定資産評価マニュアルを平成30年3月に策定。 ・公営企業会計に対応した会計システムの開発に着手。	・公営企業会計導入に向けた固定資産調査・評価を実施。 ・公営企業会計に対応した会計システムを開発し仮稼働実施。 ・公営企業会計の適用は、R2策定予定の経営戦略と一体的に検討するためR2から適用。	・公営企業会計の適用に向けた条例制定。 ・公営企業会計の適用のための会計規則等の策定。 ・令和2年4月1日から公営企業会計を適用。	県土マネジメント部 (下水道課)
34	公営企業・地方独立行政法人・第三セクター等の経営健全化	公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、住民の暮らしや地域の産業を支える重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合は、県の財政に影響を及ぼす懸念があります。このため、各団体における毎年度の取組内容、目標や財務状況を適宜把握し、財政的リスクを踏まえた上で不断の効率化・経営健全化に適切に取り組めます。 特に、奈良県立病院機構は、平成26年度の地方独立行政法人化後、2ヶ年で約52億円の累積損失を計上したところであり、平成30年春に予定されている新奈良県総合医療センターの開院後の状況を視野に入れ、抜本的な経営改善が不可欠な状況となっています。この機構が運営する、奈良県総合医療センター、奈良県西和医療センター、奈良県総合リハビリテーションセンターの3病院は、本県の医療提供体制における中核的病院として重要な役割を担っていることから、持続可能な運営が可能となるよう、具体的かつ現実的な経営改善策の策定及びこれを前提とした財政支援策の検討を進め、その着実かつ迅速な実行を進めます。	<研修の実施> ・第三セクター等の経営健全化に関する研修を実施。(2回) <奈良県立病院機構の経営改善> 奈良県立病院機構改革プランを策定し、経費削減と収入確保の両面から取組を実施。 ①経費削減における主な取組 ・人件費では、他の公的病院を参考とした手当等の見直しや、診療部長による勤務管理の徹底。 ・薬品費や診療材料費では、調達方法の工夫や価格交渉の徹底。 ②収入確保の主な取組 ・救急患者の受入強化、手術件数の増加による診療単価アップ、適切なベッドコントロールによる高い病床稼働率の維持、地域の医療機関との連携強化による紹介患者の増加等。 ③ガバナンスの強化 ・外部人材の活用として、総合医療センターの経営担当の副院長や看護部長を外部から登用。	<研修の実施> ・第三セクター等の経営健全化に関する研修を実施。(2回) <経営健全化> ・赤字団体において経営健全化の課題・対策を検討し、経営の効率化・健全化を推進。 <奈良県立病院機構の経営改善> 奈良県立病院機構改革プランに基づき、経費削減と収入確保の両面から取組を実施。 ①経費削減における主な取組 ・人件費では、給与制度の中で経営状況に連動できる仕組みを導入したほか、手当額等の段階的見直しを引き続き実施。 ・薬品費や診療材料費では、共同購入などの調達方法の工夫や、価格交渉の徹底。 ②収入確保の主な取組 ・救急患者の受入強化、新たな施設基準取得による診療単価アップ、適切なベッドコントロールによる高い病床稼働率の維持、地域の医療機関との連携強化による紹介患者の増加等。 ③ガバナンスの強化 ・各センターの経営幹部に外部登用を行い体制を強化。	<経営健全化> ・第三セクター等の決算報告により財務状況を把握するとともに、赤字団体においてヒアリングにより経営状況を確認した上で、経営健全化の課題・対策を検討し、経営の効率化・健全化を推進。 <奈良県立病院機構の経営改善> 奈良県立病院機構改革プランに基づき、経費削減と収入確保の両面から取組を実施。 ①経費削減における主な取組 ・光熱水費や施設管理費等における価格交渉の徹底。 ・薬品費や診療材料費では、共同購入などの調達方法の工夫や、価格交渉の徹底。 ②収入確保の主な取組 ・救急患者の受入強化、ISOや特定病院群の認定などによる診療報酬アップ、適切なベッドコントロールによる高い病床稼働率の維持、地域の医療機関との連携強化による紹介患者の増加等。 ③ガバナンスの強化 ・各センターの経営幹部に外部登用を行い体制を強化。	総務部 (行政・人材マネジメント課) 第三セクター等所管課
35	統一的な基準による公会計の活用	地方公共団体における公会計の整備については、適切な財政運営と情報開示に資するため、その推進を図っており、他府県との比較可能性を高め、さらに理解を深められるよう、平成28年度決算より「統一的な基準」による財務諸表の作成・公表を行い、予算編成等に積極的に活用します。	・平成28年度決算の普通会計及び連結に関する財務諸表を「統一的な基準」により作成し公表。	・平成29年度決算の普通会計及び連結に関する財務諸表を「統一的な基準」により作成し公表。	・平成30年度決算の普通会計及び連結に関する財務諸表を「統一的な基準」により作成し公表。	総務部 (財政課、行政・人材マネジメント課)

No.	項目名	内 容	H29年度の進捗状況	H30年度の進捗状況	R元年度の進捗状況	取組部局 (取組所属)
Ⅲ 公共施設のファシリティマネジメント						
36	トータルコストの縮減・平準化	本県の公共施設は一般的に大規模改修が必要とされる、竣工後30年を経過したものが全体の約67%、10年後には約85%に達することから、今後、更新・改修・維持管理費用が増大する懸念があります。 そのため、長期的な視点で公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ることが必要です。そこで、「奈良県公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設に係る県民一人あたりの経費負担を10年後も現状以下にすることを目標に取り組みこととし、その実現に向けた定量的な行動指標を検討します。 そこで、「奈良県公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設に係る県民一人あたりの経費負担を10年後も現状以下にすることを目標に取り組みこととし、その実現に向けた定量的な行動指標を検討します。	「奈良県公共施設等総合管理計画(H27年度作成・公表)」の方針に基づき、以下のとおり実施。 ・今後維持する公共施設を選択するに当たって各施設の評価を行うこととしており、評価済みの資産について再評価を実施。 ・旧五條高校跡地を活用した公共施設の再配置について、個別協定締結、新庁舎基本設計等を実施。 ・旧大淀病院跡地整備事業の検討について、基本計画を策定。	「奈良県公共施設等総合管理計画(H27年度作成・公表)」の方針に基づき、以下のとおり実施。 ・今後維持する公共施設を選択するに当たって各施設の評価を行うこととしており、評価済みの資産について再評価を実施。 ・旧五條高校跡地を活用した公共施設の再配置について、建設設計実施及び造成工事着手。 ・資産数の削減に向けて、売却方法等について他府県事例を収集・検討。 ・「公共施設等総合管理計画」で設定した「公共施設に係る経費の県民一人あたりの負担額を10年後も現状以下」とする目標の行動指標として、以下の2点を設定。 ①更新・改修費：資産評価による廃止資産について、スケジュールを立てて早期に廃止等を行う。 ②維持管理費：委託料の契約形態の見直し等を行う。	「奈良県公共施設等総合管理計画(H27年度作成・公表)」の方針に基づき、以下のとおり実施。 ・今後維持する公共施設を選択するに当たって各施設の評価を行うこととしており、評価済みの資産について再評価を実施。 ・旧五條高校跡地を活用した公共施設の再配置について、新庁舎建設造成工事が完了し、建築工事に着手。 ・旧北郡山職員住宅の売却(H31.4.25付) ・二階堂西連絡所の除却(R1.10.31付)	総務部 (ファシリティマネジメント室) 全部局
37	長期的視点に立った老朽化対策の推進	整備の優先順位の明確化と計画的な整備の実施により、施設全体にかかるライフサイクルコストの軽減や平準化を図ります。 また、ファシリティマネジメント支援システムを活用し作成した「中長期整備計画」により、不具合が生じてから更新・修繕する「事後保全」から予防的な処置を施す「予防保全」への転換を進め、施設の長期間の利用を図ります。 さらに、施設の老朽化の度合いや進行状況を把握し、修繕、耐震化等により安全を確保します。	各施設の今後の方向性について、「継続利用する」と評価した施設については、施設の長期間の利用を図るため、計画的に修繕する等の利用方法をとるよう評価を行っており、以下のとおり実施した。 ・評価済みの資産について再評価を実施。 ・「中長期整備計画」作成に際し基本情報となる、ファシリティマネジメント支援システム内のデータベースを最新の情報に修正。	各施設の今後の方向性について、「継続利用する」と評価した施設については、施設の長期間の利用を図るため、計画的に修繕する等の利用方法をとるよう評価を行っており、以下のとおり実施した。 ・評価済みの資産について再評価を実施。 ・「中長期整備計画」作成に際し基本情報となる、ファシリティマネジメント支援システム内のデータベースを最新の情報に修正。	各施設の今後の方向性について、「継続利用する」と評価した施設については、施設の長期間の利用を図るため、計画的に修繕する等の利用方法をとるよう評価を行っており、以下のとおり実施した。 ・評価済みの資産について再評価を実施。 ・「中長期整備計画」作成に際し基本情報となる、ファシリティマネジメント支援システム内のデータベースを最新の情報に修正。	総務部 (ファシリティマネジメント室) 全部局
38	資産台帳の整備	保有総量の最適化、県有資産の有効活用、長寿命化・耐震化を推進する前提として、常に資産の現状を正しく把握することが必要です。 そのため、ファシリティマネジメントのための「県有資産データベース」の適正な維持管理とともに、それを活用した固定資産台帳の整備を進めます。	・ファシリティマネジメントのための「県有資産データベース」について、システムのデータベースを最新の情報に修正。 ・固定資産台帳の整備に向けた検討を実施。	・ファシリティマネジメントのための「県有資産データベース」について、システムのデータベースを最新の情報に修正。 ・固定資産台帳の整備に向けた検討を実施。	・ファシリティマネジメントのための「県有資産データベース」について、システムのデータベースを最新の情報に修正。 ・固定資産台帳の整備に向けた検討を実施。	総務部 (財政課、ファシリティマネジメント室)
39	資産評価結果に基づく個別施設の適切な管理・処分	平成25年1月に策定した「奈良県ファシリティマネジメント推進基本方針」に基づき、972の資産のうち、インフラ施設、休憩所、トイレなどを除いた521の資産について資産評価を実施しました。 この評価結果に基づき、各施設の今後について「継続利用する」が「廃止する」かの方向性を整理し、資産の選択と投資の集中を図ります。 「継続利用する」とした資産については、効率的な管理に努め、維持管理経費の縮減を図ります。 また、「廃止する」とした資産については、廃止までのスケジュールを明確にし、総量削減に取り組めます。これらの資産については、まず県での新たな活用や市町村での活用を検討し、その可能性がない場合には、民間での活用のため、積極的に売却を進めます。	①下記に該当する評価済みの資産について再評価を実施。 ・評価結果：「暫定的に継続利用する」 ・評価結果：「継続利用する」の中で、フォローや現状把握が必要な資産 ・その他プロジェクト等により、資産評価が必要な資産 ②廃止した資産については、条件の整ったものから順次売却等を実施。 ・H29年度においては、旧権原職員住宅、旧山本公舎等売却。	①下記に該当する評価済みの資産について再評価を実施。 ・評価結果：「暫定的に継続利用する」 ・評価結果：「継続利用する」の中で、フォローや現状把握が必要な資産 ②廃止した資産については、条件の整ったものから順次売却の入札を実施。 ・H30年度においては、吉野川浄化センター敷地の一部を売却。 ③未利用資産等について、単純に売却するだけでなく、市町村公有地や隣接地と連携を図り、一体での活用や区画整理、周辺道路の整備等により立地環境を整え付加価値向上を図ることとして、庁内に部会を設置し、公有地の付加価値向上とあわせた活用・売却等の検討を開始。	①下記に該当する評価済みの資産について再評価を実施。 ・評価結果：「暫定的に継続利用する」 ・評価結果：「継続利用する」の中で、フォローや現状把握が必要な資産 ②廃止した資産については、条件の整ったものから順次売却の入札を実施。 ・R元年度においては、旧奈良三条教職員住宅、旧権原第2・3教職員住宅、旧国際研修館、旧郡山職員住宅、御所実業高等学校管理地の一部を売却。 ③未利用資産等について、さらなる有効活用に向けて、外部専門家の意見聴取を実施。 市町村の保有する未利用資産についても、県有地と連携した活用の検討に向けてデータを収集・整理。	総務部 (ファシリティマネジメント室、管財課)
40	出先機関の集約化・複合化	県の出先機関については、県民の利便性や業務の効率化を向上させる観点から、老朽化が進行し、耐震化が必要なものから、施設のあり方を検討し、拠点化・集約化・効率化を進めます。 これまで、北部地域や中部地域での施設再配置を実施しましたが、引き続き、南部地域の施設再配置計画に取り組めます。 「県庁舎系施設南部地域再配置計画」では、旧五條高校跡地への五條市役所の移転建替に併せて、五條土木事務所、南部農林振興事務所及び同土地改良課、保健所の窓口機能を集約します。また、大淀病院跡地に大淀町が計画される保健センターの新設に併せて、吉野保健所、吉野福祉事務所、県税事務所の窓口機能を集約します。さらに、吉野土木事務所については、近隣地への建替を予定しています。 旧五條高校跡地の事業については、平成32年度末の完了を目指しており、他の事業についても、できる限り早期の実施を目指します。	「県庁舎系施設南部地域再配置計画(H28年度作成・公表)」に基づき、以下のとおり実施。 ①旧五條高校跡地を活用した公共施設の再配置について ・新庁舎建設プロジェクトチーム設置(H29.5) ・旧五條高校跡地整備に関する個別協定締結(H29.12 五條市・奈良県) ・新庁舎建設基本設計完了(H30.3) ②旧大淀病院跡地整備事業の検討について ・まちづくり検討委員会幹事会開催(H29.8、H30.2) ・大淀病院跡地活用基本計画策定(H30.3)	「県庁舎系施設南部地域再配置計画(H28年度作成・公表)」に基づき、以下のとおり実施。 ①旧五條高校跡地を活用した公共施設の再配置について ・旧五條高校跡地整備事業設計業務変更協定締結(H31.1) ・五條庁舎整備事業造成工事変更協定締結(H31.1) ・新庁舎建設設計実施、造成工事着手 ②大淀病院跡地整備事業の検討について ・町が事業の先送りを議会で表明(H30.9) ・今後のまちづくりの進め方や実施時期等について県と町とで検討	「県庁舎系施設南部地域再配置計画(H28年度作成・公表)」に基づき、以下のとおり実施。 ①旧五條高校跡地を活用した公共施設の再配置について ・五條新庁舎整備事業建設工事等協定締結(R 1.5) ・新庁舎建設実施設計完了(R1.7) ・新庁舎建設造成工事完了(R1.11) ・新庁舎建設建築工事着手(R1.9) ②大淀病院跡地整備事業の検討について ・同左	総務部 (ファシリティマネジメント室)
41	耐震化の計画的推進	地震による県有建築物の被害の軽減を図るため、耐震性能を確保する必要があります。 県有建築物において、「耐震改修プログラム」に基づき、平成32年度耐震化率95%以上を目標に耐震化を推進します。	・県有建築物の耐震改修プログラムに基づき、県有建築物の耐震化を実施。(H30.4.1時点の耐震化率90%(1698/1892棟)) ・耐震診断 1棟 ・耐震補強設計 0棟 ・耐震改修工事 11棟	・県有建築物の耐震改修プログラムに基づき、県有建築物の耐震化を実施。(H31.4.1時点の耐震化率90%(1707/1892棟)) ・耐震診断 2棟 ・耐震補強設計 0棟 ・耐震改修工事 5棟 ・県有施設等の耐震化について、文化会館をはじめその安全性について関心が高まっていたことを踏まえ、総務部長をリーダーとする「県有施設等耐震検討チーム」を設置。(H31.2) 施設の利用者や耐震性能等から5グループに分類し、専門家の意見も聴取したうえで、応急対応を検討。	・県有建築物の耐震改修プログラムに基づき、県有建築物の耐震化を実施。(R2.3.31時点の耐震化率93%(1771/1892棟)) ・耐震診断 72棟 ・耐震補強設計 1棟 ・耐震改修工事 1棟 ・使用停止 30棟 ・除却 5棟 ・売却 2棟 ・県有施設等の耐震化について、庁内に設置した「県有施設等耐震検討チーム」において専門家の意見も踏まえながら、耐震性の低い54棟のうち、対応が必要な47棟の当面の方向性を決定。 また、耐震診断未実施の施設については、継続して使用する72棟の耐震診断を実施。	県土マネジメント部 地域デザイン推進局 (県有施設営繕課) 総務部 (ファシリティマネジメント室)
42	指定管理者制度の活用	厳しい財政事情の下、公の施設等を効率的に運営し、また行政サービスをより効果的に提供することが求められています。 公の施設等において、それぞれ取組内容・目標を設定し、その実現に取り組めます。 また、指定管理者制度の認知度を深め、制度活用が有利な施設については、その活用を推進し、導入拡大に取り組めます。	・他府県の事例等から、指定管理者制度の導入可能性が高いと見込まれる公の施設所管課に対してヒアリングを実施。 ・指定管理者制度導入促進に向けたセミナーを開催。 ・指定管理者に対するモニタリング手法についてのセミナーを開催。	・公の施設の指定管理者運営状況に関する評価を実施するため、附属機関である奈良県公の施設指定管理運営評価委員会による各指定管理者に対する評価を実施。各施設での運営改善を図るため、評価結果を施設所管課等にフィードバック。 ・引き続き指定管理者制度の導入可能性がある公の施設所管課に対して導入検討状況についてヒアリング等を実施。	・公の施設の指定管理者運営状況に関する評価を実施するため、令和元年度より新たに評価対象となる1施設を加えた計35施設について、奈良県公の施設指定管理運営評価委員会による各指定管理者に対する評価を実施。各施設での運営改善を図るため、評価結果を施設所管課等にフィードバックを実施。 ・引き続き指定管理者制度の導入可能性がある公の施設所管課に対して導入検討状況についてヒアリング等を実施。	総務部 (ファシリティマネジメント室)

No.	項目名	内 容	H29年度の進捗状況	H30年度の進捗状況	R元年度の進捗状況	取組部局 (取組所属)
IV インフラ施設のアセットマネジメント						
43	計画的な点検・診断等の実施によるメンテナンスサイクルの構築	高度経済成長期に整備された社会資本である道路施設や河川管理施設、砂防関係施設、下水道施設及び農業水利施設などの多くは、建設後30～50年経過していることから、今後急速に老朽化が進行すると想定され、修繕などの大きな負担が生じる懸念があります。このため、施設ごとの長寿命化修繕計画等を策定し、効率的・効果的なメンテナンスに取り組んでいるところです。 損傷が進行した後に補修・補強を行う「事後保全」から、損傷発生前に計画的に補修を行う「予防保全」への方針転換を行うことにより、既存の社会資本の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの低減と平準化を目指します。	①道路施設 ・法定点検を実施し、長寿命化修繕計画に位置付け。 橋梁点検数 664橋 ・長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕工事を実施。 橋梁修繕工事件数 74橋 ②ダム ・長寿命化計画の策定作業を実施。 5ダムで実施 ③砂防関係施設 ・長寿命化計画の策定に向けた施設諸元を整えるため、砂防施設台帳の整理を実施。 砂防関係施設台帳整理件数 661施設 ④下水道施設 ・長寿命化修繕計画に基づき、長寿命化対策工事を実施。 流域下水道施設長寿命化対策工事件数 19施設 ⑤農業水利施設 ・長寿命化計画に基づき、改修工事を実施。 吉野川分水施設(ダム、水路等)の改修工事が完了 倉橋ため池の水路等改修工事を継続 新たに白川ため池の管理機器等改修工事に着手	①道路施設 ・法定点検を実施し、長寿命化修繕計画に位置付け。 橋梁点検数 462橋 ・長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕工事を実施。 橋梁修繕工事件数 30橋 ②ダム ・策定した長寿命化計画に位置づけのある修繕工事を実施。 4ダムで実施(天理、白川、岩井川、初瀬) ③砂防関係施設 ・損傷の著しい施設を抽出し、対策内容と優先度を整理 抽出・整理件数 65施設 ④下水道施設 ・長寿命化修繕計画に基づき、長寿命化対策工事を実施。 流域下水道施設長寿命化対策工事件数 29施設 ⑤農業水利施設 ・長寿命化計画に基づき、改修工事を実施。 倉橋ため池の水路等改修工事を継続 白川ため池の管理機器等改修工事を継続	①道路施設 ・法定点検を実施し、長寿命化修繕計画に位置付け →橋梁点検数 326橋 ・長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕工事を実施 →橋梁修繕工事件数 50橋 ②ダム ・策定した長寿命化計画に位置づけのある修繕工事を実施。 4ダムで実施(天理、白川、岩井川、初瀬、大門) ③砂防関係施設 ・長寿命化計画に基づき、計画的に修繕工事を実施 砂防関係施設修繕工事件数 51施設 ④下水道施設 ・長寿命化修繕計画に基づき、長寿命化対策工事を実施。 流域下水道施設長寿命化対策工事件数 37施設 ⑤農業水利施設 ・長寿命化計画に基づき、改修工事を実施 倉橋ため池の水路等改修工事が完了 白川ため池の管理機器等改修工事を継続	県土マネジメント部 (道路保全課、河川整備課、砂防・災害対策課、下水道課) 食と農の振興部 (農村振興課)
44	道路や河川の維持管理における包括契約の導入	道路や河川については、従来個々に行ってきた除草や補修等の維持管理業務における安定的な実施体制を確保するため、効率化や平準化を行う必要があります。このため、地域で年間を通して複数の業務を一つの業務として包括契約を行います。 これまでの取組状況を検証し、包括対象地域や包括工種の拡大等を検討し、可能箇所の取組を推進します。	・包括発注を行っている53エリアのうち、11エリアについて2工種(道路・河川)から3工種(道路・河川・舗装)に拡大。 2工種(道路・河川) 29エリア 3工種(道路・河川・舗装) 21エリア 4工種(道路・河川・舗装・雪寒) 3エリア	・包括発注を行っている53エリアで、以下のとおり実施。 2工種(道路・河川) 28エリア 3工種(道路・河川・舗装) 24エリア 4工種(道路・河川・舗装・雪寒) 1エリア	・包括発注を行うエリア数を53から43に集約。工種は下のとおり。 2工種(道路・河川) 16エリア 3工種(道路・河川・舗装) 26エリア 4工種(道路・河川・舗装・雪寒) 1エリア	県土マネジメント部 (道路保全課、河川整備課)
45	建設工事等の入札制度改革の推進	競争性・透明性・公平性を確保し、県内優良建設業者の育成や不良不適格業者の排除を促進するとともに、価格と品質で総合的に優れた調達を確保する必要があります。 技術と経営に優れ、地域に貢献できる建設業者の育成や不良不適格業者の排除を促進するとともに、より健全な競争環境整備と品質確保の両立、入札期間の短縮と業務負担の軽減について引き続き取り組みます。	・建設工事の格付け基準の改正をH29.5月に実施。(H30.6月(H29年度受付分)から適用) 担い手(若手、女性技術職員等)確保にかかる評価点の導入 ・建設工事の発注基準の改正をH29.5月に実施。(H29.6月から適用) 土木一式A等級単独枠の設定 等	・総合評価落札方式における「最低制限価格制度」適用の見直しについて国土交通省・総務省からの総合評価における最低制限価格の適用の廃止に関する通知(H29.9.29)を受け、総合評価落札方式においては、次に掲げる工事及び業務から、全て、「最低制限価格制度」の適用を廃止し、低入札価格調査制度を適用することとした。 【建設工事】 平成30年6月1日以降公告する建設工事 【委託業務(建設コンサルタント業務等)】 平成30年8月1日以降公告する委託業務	・建設工事における低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定式について、予定価格に対する適用範囲を引き上げた。 ・「設備」「造園」の入札執行方法(発注基準)を改正し、5千万円未満の区分について、特定建設業許可に限定する要件を除外した。	県土マネジメント部 (建設業・契約管理課)

No.	項目名	内 容	H29年度の進捗状況	H30年度の進捗状況	R元年度の進捗状況	取組部局 (取組所属)
V 県域マネジメント						
(1)「奈良モデル」の更なる推進の観点からの取組						
46 県域パーソネルマネジメントの取組						
1	市町村との採用共同試験の実施	2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた公共事業の増加や、大学における土木系学生数の減少などにより、土木技術職員の不足が全国的に懸念されており、その人材確保は、県、市町村共通の重要な課題となっていることから、県域で取り組む必要があります。 参加を希望する市町村と土木技術職員の採用試験を共同で実施し、参加団体の採用予定人員の確保を目指します。 平成30年度に過去3年間の実施結果を検証し、平成31年度はその検証結果により見直しを図ります。	①土木職員採用共同試験(平成28年度から実施:人事委員会事務局任用審査課) 参加市町村:3市1町4村 最終合格者:6名 ②保健師採用共同試験(平成29年度から実施:総務部人事課) 参加市町村:5村 最終合格者:3名	①土木職員採用共同試験(平成28年度から実施:人事委員会事務局任用審査課) 参加市町村:1市3町5村 最終合格者:4名 ②保健師採用共同試験(平成29年度から実施:総務部人事課) 参加市町村:1市2村 最終合格者:4名	①土木職員採用共同試験(平成28年度から実施:人事委員会事務局任用審査課) 参加市町村:1市1町4村 最終合格者:4名 ②保健師採用共同試験(平成29年度から実施:総務部人事課) 参加市町村:1市2村 最終合格者:2名	人事委員会 (任用審査課)
2	市町村との人事交流	地方分権が進む中、高度化・多様化する行政ニーズに対応するため、地方公共団体の役割が増大しています。市町村等への派遣等を通じて、職員の能力開発やキャリア形成を促進し、行政経営に対応する幅広い視野を持った、今後の県政を担う県域人材として、将来の幹部候補を育成します。 また、不足している市町村の技術職員(土木、保健師等)の確保を県として支援するため、市町村への職員派遣等を行い、県域全体の行政需要に応えていきます。	・市町村への職員派遣実施 平成29年4月1日現在派遣職員数 34名(相互派遣11名含む) 内技術職員 11名(土木技師7名、建築技師1名、農業土木技師1名、林業技師2名)	・市町村への職員派遣実施 平成30年4月1日現在派遣職員数 31名(相互派遣9名含む) 内技術職員 6名(土木技師2名、建築技師2名、農業土木技師1名、林業技師1名)	・市町村への職員派遣実施 平成31年4月1日現在派遣職員数 26名(相互派遣6名含む) 内技術職員 6名(土木技師2名、建築技師2名、農業土木技師1名、林業技師1名)	総務部 (人事課)
3	市町村の人材育成支援	県内市町村の行政運営の効率化や行政サービスの維持・向上のために、職員の人材育成は必要です。 市町村職員を県で受け入れる実務研修員制度、県と市町村が相互に職員を派遣し研修を行う相互派遣研修制度、能力開発研修における合同研修、統計研修を継続して実施するなど、市町村職員の人材育成を支援します。	・実務研修員制度の受入(H29 20名) ・相互派遣研修制度の実施(H29 11名) ・能力開発研修における合同研修の実施 10月～12月に実施(計8回) ・市町村職員向け統計研修(計3回)	・実務研修員制度の受入(H30 18名) ・相互派遣研修制度の実施(H30 9名) ・能力開発研修における合同研修の実施 11月～12月に実施(計8回) ・市町村職員向け統計研修(計2回)	・実務研修員制度の受入(R1 17名) ・相互派遣研修制度の実施(R1 6名) ・能力開発研修における合同研修の実施 10月～11月に実施(計8回) ・市町村職員向け統計研修(計2回)※県職員向け統計研修と合同実施	知事公室 (市町村振興課、統計分析課) 総務部 (自治研修所)
47	県域財政マネジメントの取組	県内市町村の行財政状況を図表化し、全国順位の動向と比較し公表することにより、県内市町村全体の行財政運営の状況を把握することができます。 県内市町村の組織定数・給与・市町村税徴収率・財政指標などの行財政状況について分析・検証を行い、県民にわかりやすい形で公表することにより、県内市町村全体の行財政の健全化を図ります。	・県内市町村の職員数の全国比較やラスパイレス指数等の分析を行い、報道発表を実施。 ・市町村の決算状況(H28決算)を取りまとめ、市町村別の財政指標や市町村税徴収率の経年分析等を行い、平成29年10月31日に報道発表を行うとともに、「あなたのまちの財政状況」パンフレット(H28決算)を作成し、県内市町村の財政指標や市町村税徴収率の全国順位を県民向けに分かりやすくグラフ化・図示化した(配布はH30年度)。	・県内市町村の職員数の全国比較やラスパイレス指数等の分析を行い、報道発表を実施。 ・市町村の決算状況(H29決算)を取りまとめ、市町村別の財政指標や市町村税徴収率の経年分析等を行い、平成30年10月31日に報道発表を行うとともに、「あなたのまちの財政状況」パンフレット(H29決算)を作成し、県内市町村の財政指標や市町村税徴収率の全国順位を県民向けに分かりやすくグラフ化・図示化した(配布はH31年度)。 ・県内市町村の職員数や決算状況について、市町村長サミットで市町村長と共有。	・県内市町村の職員数の全国比較やラスパイレス指数等の分析を行い、報道発表を実施。 ・市町村の決算状況(H30決算)を取りまとめ、市町村別の財政指標や市町村税徴収率の経年分析等を行い、令和元年11月6日に報道発表を行うとともに、「あなたのまちの財政状況」パンフレット(H30決算)を作成し、県内市町村の財政指標や市町村税徴収率の全国順位を県民向けに分かりやすくグラフ化・図示化し、配布した。	知事公室 (市町村振興課)
48 県域ファシリティマネジメントの取組						
1	県域水道ファシリティマネジメント	人口減少等による水需要減少に伴う水道料金収入の減少、老朽化施設や管路の更新、水道技術者不足など、水道事業の課題に対応するため、業務や施設の共同化や広域化などの市町村の取組について、県が率先して支援する必要があります。 このため、県営水道と市町村水道の資産を県域全体で最適化する「県域水道ファシリティマネジメント」の取組を一層推進し、統合型の組織の下で県が市町村を下から支えるという将来の姿を見据え、広域化の効果検証を行います。また、簡易水道エリアについては、広域的な業務の受け皿となる支援体制の検討を行います。これらを踏まえ平成30年度を目標に「県域水道ビジョン」の発展的見直しを行います。	・平成29年10月に県域水道一体化についての県の構想を提示し、市町村の水道関係者にこの趣旨を説明した結果、平成30年度より県と28市町村の水道担当部長・課長級で「県域水道一体化検討会」を設置し検討を行うこととなった。 ・実態として簡易水道事業を行う18市町村においても同様に事業の広域的支援体制の構築に向けた検討会を設置することとなった。 ・エリア別の取組では、上牧町、王寺町及び河合町における水道施設の共同化について、3町の合意を得て、平成29年10月25日に覚書を締結。 ・平群町、川西町、王寺町において全ての水源を、また御所市において一部の水源を県営水道に転換するとともに、川西町で県下初の直結配水を開始。 ・簡易水道についてもモデル4村(御杖村、天川村、十津川村、東吉野村)において、簡易水道の経営改善に向けた支援策を提示。	・県域水道一体化の指針として「新県域水道ビジョン」を策定。上水道エリアと簡易水道エリアの広域連携の方向性を示した。 ・上水道エリアについては以下の取組を実施。 ・平成30年4月「県域水道一体化検討会」を立ち上げ、下部組織としての専門部会(総務財政部会・施設管理部会)を中心に、28市町村と県域水道一体化についての検討を実施。 ・磯城郡3町において、平成30年度から磯城郡広域水道事業体設立準備協議会が設立され、事務局として設置された準備室に県からも人的支援を実施。準備室が主体となって、広域化に向け、一般財団法人地方自治研究機構と県、磯城郡3町が共同で、経営統合に向けた調査研究を実施。 ・簡易水道エリアにおいては、「奈良県広域連携推進研究会」を立ち上げ、簡易水道事業の実態把握に努めるとともに、施設の共同管理や、事務業務の共同化についての検討を始めた。	・平成30年度に策定した「新県域水道ビジョン」に基づき水道事業の広域連携の取組を進めた。 ・上水道エリアについては以下の取組を実施。 ・県域水道一体化において28市町村と県で検討を行う「県域水道一体化検討会」の中にワーキンググループを設置し、関係市町村が主体的に検討・協議する体制を構築して、一体化の効果検証を進めた。 ・磯城郡3町における磯城郡広域水道事業体設立準備協議会にて、「磯城郡水道事業広域化に関する基本協定(案)」および「磯城郡水道広域化計画(案)」を作成した。 ・簡易水道エリアにおいては、課題解決に向け広域連携の手法について調査を行うとともにその結果について関係事業体に説明した。また、公営企業会計の適用についてアドバイザーを招き計8回の勉強会を実施した。	水循環・森林・景観環境部 (水資源政策課) 水道局 (業務課)
2	ごみ処理施設の広域化	県内のごみ処理施設は、約8割の施設が20年以上経過し老朽化しており、処理人口5万人未満の施設が約7割を占める状況です。 ごみ処理施設等の統合整備等による広域処理の枠組みづくりを県が支援することにより、市町村の行財政効率の大幅な向上とごみ処理の安定的な確保を図ります。	・ごみ処理施設広域化に向けた技術的支援及び財政支援を実施。(山辺・県北西部広域環境衛生組合、さくら広域環境衛生組合、桜井・宇陀地域ごみ処理広域化推進協議会、やまと広域環境衛生事務組合)	・ごみ処理施設広域化に向けた技術的支援及び財政支援を実施。(山辺・県北西部広域環境衛生組合、さくら広域環境衛生組合、桜井・宇陀地域ごみ処理広域化推進協議会、やまと広域環境衛生事務組合、県北部地域、権原市・高市郡地域)	・ごみ処理施設広域化に向けた技術的支援及び財政支援を実施。(山辺・県北西部広域環境衛生組合、さくら広域環境衛生組合、桜井・宇陀地域ごみ処理広域化推進協議会、やまと広域環境衛生事務組合、県北部地域、大和高田市、まほろば環境衛生組合、三郷町)	水循環・森林・景観環境部 (環境政策課)
3	市町村との連携による公有資産を活用したまちづくり	国・市町村との連携により、県有資産を総合的に企画・管理・活用していく必要があり、まちづくりに前向きにアイデアや熱意のある市町村と県で連携協定を締結し、県管理施設の改修や県有地の活用などの県事業と市町村のまちづくりに一体的に取り組めます。	①五條市五條中心市街地周辺地区 ・旧五條高校跡地の整備に関する個別協定締結(H29.12) ・五條中心市街地地区まちづくり基本計画策定(H30.1) ・旧五條高校跡地を五條市に売却(H29.12) ②桜井市中和幹線業殿近隣(医療・福祉・防災の新拠点施設)周辺地区 ・桜井中央児童公園整備基本計画策定(H29.12) ③大和高田市シビックコア周辺地区 ・大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり基本構想策定・基本協定締結(H29.10) ・大和高田市シビックコア周辺地区行政拠点の整備に関する個別協定締結(H30.2) ・旧高田総合庁舎跡地を大和高田市に売却(H30.2) ④その他の県有資産の活用 ・大淀病院跡地活用基本計画策定(H30.3) ・宇陀市近鉄榛原駅周辺地区まちづくりの検討	①五條市五條中心市街地周辺地区 ・旧五條高校跡地整備事業設計業務変更協定締結(H31.1) ・五條庁舎整備事業造成工事変更協定締結(H31.1) ・新庁舎建設設計実施、造成工事着手 ②桜井市中和幹線業殿近隣(医療・福祉・防災の新拠点施設)周辺地区 ・まちづくり基本計画の策定(H30.7) ・桜井中央児童公園再整備事業に関する個別協定締結(H30.9) ・桜井市新庁舎等建設事業(地域交流センター・広場)に関する個別協定締結(H31.1) ・桜井市新庁舎等建設実施設計及び施工着手(H31.1) ・桜井中央児童公園実施設計完了(H31.3) ③大和高田市シビックコア周辺地区 ・まちづくり基本計画策定(H31.3) ④その他の県有資産の活用 ・一般県道三輪山線大神神社参道整備事業起工式(H30.11) ・川上村西部 産業・観光拠点周辺地区まちづくり基本構想策定・基本協定締結(H30.10)	①五條市五條中心市街地周辺地区 ・新庁舎整備事業建設工事等協定締結(R1.5) ・新庁舎建設実施設計完了(R1.7) ・新庁舎建設工事着手(R1.9) ・新庁舎建設造成工事完了(R1.11) ②桜井市中和幹線業殿近隣(医療・福祉・防災の新拠点施設)周辺地区 ・中央児童公園工事着手(R1.8) ・新庁舎等建設工事実施設計完了(R1.12) ・新庁舎等建設工事着手(R2.1) ③大和高田市シビックコア周辺地区 ・新庁舎建設事業着手(R1.9) ④その他の県有資産の活用 ・川上村西部 産業・観光拠点周辺地区まちづくり基本計画検討	総務部 (ファシリティマネジメント室) 県士マネジメント部 地域デザイン推進局 (まちづくり連携推進課)
49 県域アセットマネジメントの取組						
1	市町村が管理する道路施設の維持修繕の推進	インフラの老朽化対策が社会的な課題となっていることから、道路インフラの機能を適切に維持し道路交通の安全・安心を確保する必要があります。 市町村が、点検→診断→措置→記録のメンテナンスサイクルを実施し、継続する体制を構築できるよう、市町村が管理する橋梁やトンネル等の点検、修繕計画の策定業務を県が受託発注することにより支援します。 また、補修工事についても、市町村職員の人材育成を図りつつ市町村と協働し推進します。	・町村が管理する橋梁やトンネル等の点検、補修設計・工事を県が受託。 ○受託点検 14町村 ○受託補修工事 1町 ・橋梁点検講習会を実施し、市町村職員の技術力向上、橋梁補修設計・工事のノウハウの習得を図った。	・市町村が管理する橋梁及びトンネルの点検、道路施設の長寿命化修繕計画の策定業務を県が受託。 ○受託点検 13町村 ○受託長寿命化修繕計画策定 11市町村 ・橋梁点検講習会を実施し、市町村職員の技術力向上、橋梁補修設計・工事のノウハウの習得を図った。	・町村が管理する橋梁及びトンネルの点検、道路施設の長寿命化修繕計画の策定業務を県が受託。 ○受託点検 10町村 ○受託長寿命化修繕計画策定 5町村 ・橋梁点検講習会を実施し、市町村職員の技術力向上、橋梁補修設計・工事のノウハウの習得を図った。	県士マネジメント部 (道路保全課)

No.	項目名	内 容	H29年度の進捗状況	H30年度の進捗状況	R元年度の進捗状況	取組部局 (取組所属)
50	地域医療構想の実現、医療費適正化及び国民健康保険広域化(県単位化)の一体的取組(社会保障分野の「奈良モデル」としての医療・介護分野の一体的取組)	適正な医療資源の配分と医療・介護サービスへのアクセスの改善、更には医療費適正化を視野に入れ、医療費・介護費の地域差の分析を進め、データとエビデンスに基づいて県が積極的に医療・介護分野での役割を果たします。 具体的には、平成29年度中に「第7次奈良県保健医療計画」、「奈良県高齢者福祉計画及び第7期奈良県介護保険事業支援計画」、更には「第3期奈良県医療費適正化計画」を策定します。 関係者との合意形成を図りながら本県の実情を踏まえた「奈良県地域医療構想」を推進し、高度急性期から在宅医療までの効率的な医療提供体制の整備を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築に向け、県内に広めるべきモデルや具体的な仕組みづくりを進めます。医療費適正化については、市町村や医療機関の効果の大きい取組について域域的に取組を促し、その際、必要な情報の提供を通じて医療機関による診療等の質の向上に向けた自主的な取組を促します。 県が積極的に県民の受益の均等化を図るこれらの取組とあわせて、平成30年4月から国民健康保険を県単位化に移行し、「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」という考え方に立った制度の実現を推進します。	・介護費等の分析を行い、その結果を市町村長サミットや市町村介護保険担当課長会議等の場において説明し、市町村介護保険事業計画への反映や取組の促進を助言。 ・地域包括ケアシステム構築に向け、モデルとなる市町村に対して、補助金による財政的支援等を行い、大和郡山市、吉野町、大淀町、下市町が地域の社会資源の整備等に取り組んだ。 ・住民主体の介護予防を推進するため、ノウハウの提供等により住民運営の通いの場づくりに取り組む曾爾村、吉野町、野迫川村等を支援。 ・在宅医療・介護連携を推進するため、市町村の広域的な取組を支援し、西和7町(平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町)における退院調整ルールが策定された。 ・平成29年12月に「奈良県地域医療構想」を推進するため、地域医療構想調整会議を開催。 ・平成30年3月に「第7次奈良県保健医療計画」、「奈良県高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業支援計画」、「第3期奈良県医療費適正化計画」を策定し、平成30年4月から計画を推進。 ・平成36年度の保険料水準の統一に向け、国保県単位化の枠組みを整備し、平成30年4月から制度をスタートした。	・介護給付や要介護認定の地域差等の分析を行い、その結果について市町村長サミットや市町村介護保険担当課長会議の場において説明し、保険者自らの点検を促進。また、県ケアマネ専門職員を市町村に派遣し、ケアプラン点検のノウハウの普及、助言等を実施。 ・「奈良県高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業支援計画」に基づく、高齢者福祉施設の整備、老朽化対策を支援。 ・市町村職員が地域マネジメントの視点に立って介護予防、生活支援体制整備、地域ケア会議などを一体的に進められるよう、15市町村に対して研修等を実施。 ・在宅医療・介護連携を推進するため、市町村の広域的な取組を支援し、中和3市1町(大和高田市、香芝市、葛城市、広陵町)及び南和医療圏域における退院調整ルールが策定された。 ・「奈良県地域医療構想」を推進するため、平成31年1月・2月に地域医療構想調整会議を開催。 ・「第3期奈良県医療費適正化計画」の目標達成に向け、医薬品適正使用促進地域協議会の立ち上げや、個別医療機関への後発医薬品使用促進の働きかけなどの実効的な取組を展開するとともに、国保事務支援センターに多様な医療費分析に対応する医療費分析システムを構築。 ・令和6年度の県内統一保険料水準を目指して策定された各市町村の保険料改定方針に基づき、各市町村においてH30年の改定等が実施された。また、国保事務支援センターにおいて収納対策業務や医療費通知業務などを集約化。併行して、国保県単位化にかかる継続課題について市町村と検討・協議を開始。	・給付や認定の地域差の要因の一つと考えられる認定調査の標準化が必要と考え、要介護認定の適正化を図るため、認定調査員の資質向上に向けた研修の受講状況や認定調査項目の理解度分析結果を市町村長サミットにおいて提示し、市町村においても認定調査員の資質向上の取組を促進。 ・また、県ケアマネ専門職員を市町村に派遣し、ケアプラン点検に係るノウハウ等の助言を実施するとともに、市町村合同の事例研究会を開催することで、市町村が主体的にケアプランの質の向上に向けての取り組みよう支援。 ・市町村職員が地域マネジメントの視点に立って介護予防、生活支援体制整備などを一体的に進められるよう、4市町村に対して現地支援などを含む伴走型支援を実施し、各市町村においてトップセミナーを開催することで規範的統合に繋げ、地域における共通認識を醸成。 ・在宅医療・介護連携を推進するため、市町村の取組を支援した結果、天理市及び山添村において退院調整ルールの運用が開始。 ・令和2年2月に地域医療構想調整会議を実施し、「奈良県地域医療構想」推進のための議論を行い、病院の役割分担や連携の枠組を確認。 ・「第3期奈良県医療費適正化計画」の目標達成に向け、保険者協議会によるPDCA管理を通じて、行政、保険者、医療関係者、国保事務支援センターの連携を強化するとともに、医学的専門機関等との連携による医療費分析に着手。 ・令和6年度の国保の県内保険料水準の統一に向け、県単位化にかかる継続課題である納付金算定に用いる標準的な収納率の設定や、保険料・一部負担金の減免基準の統一運用について、市町村と議論を深め、基本的枠組を共有。	福祉医療部 医療・介護保険局 (医療保険課、介護保険課、地域包括ケア推進室) 医療政策局 (地域医療連携課)
51	自治体クラウドの推進	県内市町村においては、単独で情報システム(クラウドサービス)を利用しているところが多く、一層の共同利用を図る余地があることから、課題の共有や未実施団体への普及により、複数自治体の情報システムの集約と共同利用を推進する必要があります。 また、小規模市町村においては、職員が複数の異なる業務を兼務していることから、情報処理に関する知識が十分でなく、ベンダーに強く依存しており、団体間の連携も希薄な状況にあります。そこで、情報政策に係る負荷の軽減とコストの最適化(運用コストの削減)を図るため、自治体クラウドの導入により広域での連携を支援します。	①クラウドに係る与党の提言、自治体クラウドに係る諸決定(骨太の方針、成長戦略、世界最先端IT国家創造宣言)を受けて、関係市町村への支援及びベンダーに取組の依頼を実施。 ②自治体クラウドに関する研修会を開催。(1回) ③平成30年3月30日付けで4町村が協定書を締結し自治体クラウドへ移行。 ④6町村による自治体クラウド移行準備室が組織されることとなった。	①クラウドに係る与党の提言、自治体クラウドに係る諸決定(骨太の方針、成長戦略、世界最先端IT国家創造宣言)を受けて、関係市町村への支援及びベンダーに取組の依頼を実施。 ②「奈良モデル」推進補助金による、3村自治体クラウド導入の検討。 ③平成31年3月28日付けで6町村が協定書を締結し自治体クラウドへ移行。 ④18団体が複数団体による自治体クラウド導入、15団体が単独クラウド導入。(平成31年3月時点)	①クラウドに係る与党の提言、自治体クラウドに係る諸決定(骨太の方針、成長戦略、世界最先端IT国家創造宣言)を受けて、関係市町村への支援及びベンダーに取組の依頼を実施。 ②前年度の検討に基づく、3村自治体クラウド導入調達の支援を実施。3村自治体クラウドはR3.1月移行予定。	総務部 (ICT推進課)
52	県から市町村への権限移譲の推進	住民に身近な事務は可能な限り市町村が行うという「基礎自治体優先の原則」により、県と市町村との間で適切に事務・権限を分担し、行政の効率化を図る必要があります。 地域の実情に応じた住民サービスの提供による住民の利便性向上や、市町村における総合行政の展開等の観点から、市町村の意欲に応じて「奈良県事務処理の特例に関する条例」に基づく県独自の権限移譲を推進します。 また、地方分権一括法や提案募集など、国による地方分権改革を推進していくための市町村への情報提供も行います。	①移譲対象事務・権限メニュー41項目、重点移譲推進事務13項目を策定し、市町村に提示するとともに説明会を開催 メニュー及び重点移譲推進事務の選定にあたり、「移譲の目安」を新設することで市町村での新たな検討材料を提供 ②協議の整った3法令19条項の事務を延べ42市町村に権限移譲 H30.4.1現在の市町村への権限移譲状況 61法令626条項 ③第7次地方分権一括法や提案募集について市町村へ情報提供	①移譲対象事務・権限メニュー40項目、重点移譲推進事務13項目を策定し、市町村に提示するとともに説明会を開催 ②移譲実績のある2法令4条項の事務を2町村に権限移譲 H31.4.1現在の市町村への権限移譲状況 61法令626条項 ③第8次地方分権一括法や提案募集について市町村へ情報提供	①移譲対象事務・権限メニュー39項目、重点移譲推進事務13項目を策定し、市町村に提示するとともに説明会を開催 ②移譲実績のある1法令1条項の事務を大和高田市に権限移譲 ③浄化槽法の一部が改正されることに伴い追加される都道府県の事務のうち、既に3市村へ移譲している事務と密接な事務(5条項)を3市村へ権限移譲 R2.4.1現在の市町村への権限移譲状況 61法令631条項 ③第9次地方分権一括法や提案募集について市町村へ情報提供 ④市町村地方分権担当課を対象に「内閣府職員による地方分権改革・提案募集方式に関する研修会」を開催	総務部 (行政・人材マネジメント課)

No.	項目名	内 容	H29年度の進捗状況	H30年度の進捗状況	R元年度の進捗状況	取組部局 (取組所属)
(2) 地域における多様な主体との連携・協働						
53	「連携と協力に関する包括協定」の活用等による事業の推進	地方創生の取組を推進していくためには、産官学金労官(産業界、国の関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア)との連携・協働が不可欠です。 特に民間団体について、そのノウハウや資金を行政の様々な分野で活用するため、積極的に企業や大学等と連携協定を締結し、その協定に基づく取組を推進します。	<p><企業や大学等との連携協定></p> <p>①新たな連携協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害保険ジャパン日本興亜(株)と包括連携協定を締結。 ・(株)ホロニックと(株)ワイス・ワイスとの三者協定を締結。 ・(株)サンクゼールと連携協定を締結。 ・奈良県立民俗博物館と京都造形芸術大学が連携協定を締結。 ・奈良市と近畿日本鉄道(株)とのまちづくり協定を締結。 ・大和郡山市と近畿日本鉄道(株)とのまちづくり協定を締結。 <p>②連携協定による取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DMG森精機(株)との包括連携協定に基づき、県産業振興総合センター及び県立工業系高校3校への、最先端の工作機械の貸出を合意。 ・本県と近畿大学との間で締結された包括的連携協定に基づき、外来生物防除技術開発事業、植物機能性によるブランド化推進事業及び県産ワイン商品開発推進事業の調査・研究を委託し、事業の推進を図った。 ・「奈良県とイオン(株)の包括連携協定」に基づき、県内イオンモールにて35件のイベントを実施。 ・県とイオン(株)や市民生活協同組合ならコープ、コンビニ各社とで締結している包括連携協定に基づき、締結先事業者の店舗で県政情報やイベントのチラシ・ポスターの掲示等を行った。 ・企業2社との包括連携協定の連携事項に、大和川のきれいな水(水質改善、水辺空間づくり)・奈良らしい景観づくり・循環型の生活スタイル(ごみ減量化、省エネ・節電など)を推進するための実践活動の実施及び普及啓発への協力等による連携を追加。 ・包括連携協定締結済企業と関係課とのマッチング会議を新たに開催し、協定に基づく連携事業実施の取組を推進。 <p><災害時における協力協定></p> <p>①災害時における警察署使用不能時における施設使用に関する協定の締結(5件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香芝警察署と香芝消防署(H29.6.8) ・奈良西警察署と帝塚山大学(H29.7.24) ・高田警察署と大和高田市(H29.8.30) ・橿原警察署と橿原神宮(H29.10.23) ・桜井警察署と桜井消防署(H30.3.6) <p>②(一社)奈良県解体工事業協会と「地震等大規模災害時における解体・撤去等の協力に関する協定書」を締結。</p> <p>③奈良県石油商業組合と「災害時等における燃料供給等に関する協定書」を締結。</p> <p>④西日本段ボール工業組合と「段ボール製品の調達に関する協定」を締結。</p> <p>⑤奈良県同和建設部会と「災害時等における緊急対応業務に関する協定」を締結。</p> <p>⑥(一社)奈良県ベストコントロール協会と「家畜伝染病発生時における防疫業務に関する協定書」を締結。</p> <p>⑦(公社)奈良県獣医師会との「災害時における動物救護活動の協力に関する協定書」に基づき、県防災総合訓練への参加など、ベットの防災啓発を協働して実施。</p> <p><県警と民間企業等との連携協力協定></p> <p>①H30.3.12、県警と奈良県商工会議所連合会、奈良県商工会連合会、奈良県中小企業団体中央会、(公財)奈良県地域産業振興センター、(一財)奈良県経済産業協会及び奈良県は、「サイバーセキュリティ対策に関する協定」を締結。</p> <p>②H30.2.23、西和警察署と(公社)なら犯罪被害者支援センター、自治体7町(平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町)は、「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結。</p> <p>③H29.4.28、平成25年に締結した奈良県タクシー協会との「犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりに関する協定」に基づき、同協会を通じて、協会加盟事業者に対して捜査協力依頼を行い、特殊詐欺事件検挙に向けた協力関係の構築を図った。</p> <p>④高齢者運転免許自主返納事業に関する協定の締結(4件)</p> <p>県警と民間企業との協力協定にかかる高齢者の運転免許返納数は、平成28年中は4,001件であったところ、平成29年は4,844件と大幅な増加となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三郷町(H29.10.11) ・愛眼株式会社(H30.1.29) ・大和高田市片塩振興協議会(H30.2.1) ・イオンリテール株式会社(H30.2.28) 	<p><企業や大学等との連携協定></p> <p>①新たな連携協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西電力(株)と包括連携協定を締結。 ・第一生命保険(株)と包括連携協定を締結。 ・積水化学工業(株)と奈良市との包括連携協定を締結。 ・奈良県農業協同組合と大和ハウス工業(株)奈良支店との三者協定を締結。 ・広陵町と近畿経済産業局との三者協定を締結。 <p>②連携協定による取組の実施</p> <p>(i)大学との連携協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿大学との包括連携協定に基づき、以下の事業を連携して実施。 ・外来生物防除技術開発事業 ・植物機能性によるブランド化推進事業 ・県産ワイン商品開発推進事業 ・中高大連携森林学習プログラム事業 ・AIを活用した業務改善実証事業 ・中高生の科学技術研究活動推進の支援体制構築事業 ・幼児向け運動・スポーツプログラム実証研究事業 ・早稲田大学との連携協定に基づき、以下の事業を連携して実施。 ・通常学級におけるインクルーシブ教育システムの構築事業 ・指導主事のマネジメント能力向上事業 ・障害のある子どもの「働く力」を育てる支援プログラム開発事業 ・奈良県立民俗博物館と京都造形芸術大学との連携協定に基づき、博物館所蔵資料の修復実習授業への貸出及び修復後資料の成果発表展示を実施。 <p>(ii)企業との連携協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DMG森精機(株)との包括連携協定に基づき、以下のとおり実施。 ・DMG森精機(株)から県産業振興総合センター及び県立工業系高校3校に最先端の工作機械を無償貸与 ・県産業振興センターにおいて工作機械を活用した研究を実施 ・工作機械を活用した高等学校カリキュラムの決定 ・県立工業系高校3校における実習・課題研究等へのDMG森精機社員の派遣 ・県立工業系高校3校に3D CAM/CADソフトを導入 ・県立工業系高校3校の教員への加工機操作研修・CAMソフト操作研修の実施 ・伊賀事業所ソリューションセンターにおいて見学学習会を実施 ・積水化学工業(株)と奈良市との連携協定に基づき平城宮跡歴史公園南側の跡地活用に関する検討を進めた。 ・「奈良県とイオン(株)の包括連携協定」に基づき、県内イオンモールにて34件のイベントを実施。 ・県とイオン(株)や市民生活協同組合ならコープ、大塚製薬(株)、損害保険ジャパン日本興亜(株)、第一生命保険(株)、コンビニ各社とで締結している包括連携協定に基づき、締結先事業者の店舗で県政情報やイベントのチラシ・ポスターの掲示等を行った。 ・(株)ホロニックと(株)ワイス・ワイスとの三者協定に基づき、新しく建設されたホテル(セトレならまち、運営:(株)ホロニック、内装・計器製作:(株)ワイスワイス)の内装、家具、計器に奥大和の木材や和紙を使用。 ・包括連携協定締結済企業と関係課とのマッチング会議を開催し、協定に基づく連携事業実施の取組を推進。 <p><災害時における協力協定></p> <p>①災害時における警察署使用不能時における施設使用に関する協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天理警察署と天理消防署(H30.6.6) <p>②ヤフー(株)と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結。</p> <p>③揚重工業協会と「災害時における揚重作業等の協力に関する協定」を締結。</p> <p><県警と民間企業等との連携協力協定></p> <p>①H30.7.5、橿原警察署と地縁団体内膳町自治会と「地域の安心・安全なまちづくりに関する包括的連携協定」を締結。</p> <p>②H31.1.24、郡山警察署と昭和工業団地協議会と「犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりに関する協定」を締結。</p> <p>③高齢者運転免許自主返納事業に関する協定の締結(3件)</p> <p>県警と民間企業との協力協定にかかる高齢者の運転免許返納数は、平成29年中は4,844件であったところ、平成30年は5,313件と大幅な増加となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広陵町(H30.8.21) ・セレミューズ株式会社(H30.8.24) ・下市町(H30.10.1) 	<p><企業や大学等との連携協定></p> <p>①新たな連携協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一社)奈良県産業廃棄物協会と「特定家畜伝染病発生時における支援活動業務に関する協定書」を締結 ・(株)金城クレーン工事で「特定家畜伝染病発生時における支援業務に関する協定書」を締結 ・(一社)奈良県建設業協会と「特定家畜伝染病発生時における支援活動業務に関する協定書」を締結 <p>②連携協定による取組の実施</p> <p>(i)大学との連携協定</p> <p>○近畿大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代型農業の推進・普及・人材育成事業 ・奈良の木ライフスタイル向上検証事業 ・特定希少野生動物ニッポンパラタナゴ保護事業 ・中高大連携森林学習プログラム事業 <p>○早稲田大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のエネルギー資源活用による地域コミュニティ活性化可能性検討事業 ・大和民俗公園 復原古民家の有効活用方法検討事業 ・子どもの思考力・判断力・表現力育成事業 ・発達障害のある子どもの「生きる力」を育てる支援プログラムの開発事業 <p>○京都造形芸術大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料修復実習のため民俗博物館所蔵資料の貸出を行い、前年度の成果発表展示を開催。 <p>○帝塚山大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締結済みの協定に基づき、民俗博物館において大学院学生を実習生として受け入れると共に、共催で特別展を開催。 <p>(ii)企業との連携協定</p> <p>①DMG森精機(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DMG森精機(株)から県産業振興総合センターに無償貸与された工作機械を活用した研究を実施 ・DMGMORI伊賀イノベーション2019に連携成果を出展(R1.7.9-13) ・DMG森精機(株)と(国研)産業技術研究所と奈良県の3者主催でジョイント講演会開催(R1.11.27春日野国際フォーラム) ・DMG森精機(株)から県産業振興総合センター及び県立工業系高校3校に最先端の工作機械を無償貸与 ・県立工業系高校3校における実習・課題研究等へのDMG森精機社員の派遣、年間200時間の技術指導を実施 ・県立工業系高校3校の教員への加工機操作研修・CAMソフト操作研修の実施 ・伊賀事業所ソリューションセンターにおいて見学学習会を実施 ・奈良事業所及び伊賀事業所でのインターンシップを実施 <p>②その他の包括連携協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県とイオン(株)や市民生活協同組合ならコープ、大塚製薬(株)、損害保険ジャパン日本興亜(株)、第一生命保険(株)、コンビニ各社とで締結している包括連携協定に基づき、締結先事業者の店舗で県政情報やイベントのチラシ・ポスターの掲示等を行った。 ・台風19号の際には、包括連携協定に基づき、被災地への災害ボランティアバスの運行に際し大塚製薬(株)から飲料の提供を受けた。 ・包括連携協定締結済企業と関係課とのマッチング会議を開催し、協定に基づく連携事業実施の取組を推進。 <p><災害時における協力協定></p> <p>①災害時における警察署使用不能時における施設使用に関する協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五條警察署と学校法人智辯学園中学校・高等学校(R2.1.10) ・橿原警察署と奈良県立橿原小苑(R2.1.17) ・天理警察署と天理大学(R2.2.14) <p><県警と民間企業等との連携協定></p> <p>①R1.7.18 県警と富国生命保険相互会社と「安全・安心なまちづくりの協力に関する協定」を締結。</p> <p>②R2.3.11 県警とヤフー株式会社と「犯罪情報等の提供に関する協定」を締結。</p> <p>③R1.12.4 橿原警察署と近鉄八木駅名店街協同組合が「飲酒運転根絶と犯罪抑止に向けた連携協力に関する協定」を締結。(生安部)</p> <p>④高齢者運転免許自主返納事業に関する協定の締結(11件)</p> <p>県警と民間企業との協力協定にかかる高齢者の運転免許返納数は、平成30年5,313件から令和元年7,299件と大幅な増加となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉野町(R1.6.1) ・グランソール奈良(R1.6.21) ・(株)メガネトップ(R1.8.20) ほか8事業所 <p>⑤H31.4.25に、奈良警察署、奈良西警察署、天理警察署、(公社)なら犯罪被害者支援センター及び奈良市が、「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結。</p> <p>⑥R2.3.31に、香芝警察署、(公社)なら犯罪被害者支援センター及び自治体2市町(香芝市、広陵町)が、「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結。</p>	知事室 (政策推進課) 文化・教育・くらし創造部 (青少年・社会活動推進課) 全部局

No.	項目名	内 容	H29年度の進捗状況	H30年度の進捗状況	R元年度の進捗状況	取組部局 (取組所属)
54	県民との協働による事業の推進	<p>県民の持つ専門的な知識や能力、ネットワークなどを行政の様々な分野で活用するため、県政運営に県民の参加を求め、協働を行っていくことが望まれます。</p> <p>そこで、「協働推進指針」に沿って、地域づくり活動やNPO・ボランティア活動など、①県民の地域貢献活動への参画促進、②地域の課題に取り組む県民の活動の支援、③県民との協働による事業を推進します。</p> <p>また、多様な地域づくり活動が活発に行われ、活動の「場」としてのプラットフォームが、県内の各地域で形成されるよう支援し、活力ある地域社会の実現を目指します。</p>	<p>①県民の地域貢献活動への参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良ボランティアネットをはじめ、多様な広報媒体を通じ、ボランティア活動にかかる広報啓発や情報発信を実施。 ・奈良ボランティアネットのウェブページをスリム化し、情報到達性を向上させるとともに、セキュリティ機能を強化し、ユーザーの安全性向上を図った。 <p>②地域の課題に取り組む県民の活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献サポート基金を活用した助成事業を実施し、地域課題の解決に取り組む県内のNPO等団体(25団体)を支援。 ・NPO法人の運営基盤強化に必要な会計、税務、法務についての説明会等を開催。 <p>③県民との協働による事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内の協働推進委員会議、県・市町村協働推進連絡会議の開催等により、全県的な協働推進を図った結果、行政とNPO等との協働事業数が増加した。 H28 県175事業、市町村1,017事業 → H29 県204事業、市町村1,078事業 	<p>①県民の地域貢献活動への参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良ボランティアネットをはじめ、多様な広報媒体を通じ、ボランティア活動にかかる広報啓発や情報発信を実施。 <p>②地域の課題に取り組む県民の活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献サポート基金を活用した助成事業を実施し、地域課題の解決に取り組む県内のNPO等団体(19団体)を支援。 ・NPO法人の運営基盤強化に必要な会計、税務、法務についての説明会等を開催。 <p>③県民との協働による事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村協働推進担当者研修会の開催等により、全県的な協働推進を図った結果、行政とNPO等との協働事業数が増加した。 H29 県204事業、市町村1,078事業 → H30 県201事業、市町村1,106事業 	<p>①県民の地域貢献活動への参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良ボランティアネットをはじめ、多様な広報媒体を通じ、ボランティア活動にかかる広報啓発や情報発信を実施。 <p>②地域の課題に取り組む県民の活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献サポート基金を活用した助成事業を実施し、地域課題の解決に取り組む県内のNPO等団体(15団体)を支援。 ・NPO法人の運営基盤強化に必要な会計、税務、効果的な広告の方法等についての研修会や個別相談会を開催。 <p>③県民との協働による事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村協働推進担当者研修会の開催等により、全県的な協働推進を図った結果、行政とNPO等との協働事業数が増加した。 H30 県201事業、市町村1,106事業 → R1 県186事業、市町村1,156事業 	文化・教育・くらし創造部 (青少年・社会活動推進課) 全部局

No.	項目名	内 容	H29年度の進捗状況	H30年度の進捗状況	R元年度の進捗状況	取組部局 (取組所属)
Ⅵ 県民との対話・説明責任の確保・情報発信力の強化						
55	アンケート等による県民意見の分析と反映	地域の課題解決に向けて、現状や課題、県の取組などについて、県民に理解を深めていただくとともに、県民ニーズを把握する必要があります。 以下の様々な手法により意見を広く集めて分析を行い、各種プロジェクト等に反映します。 ・関係者への意見聴取 ・地元説明会の開催 ・県民意識調査の実施 ・地域フォーラムの開催 ・審議会、協議会等での意見聴取 ・有識者を招へいた会議の開催 ・県民からの要望等の分析 ・「相談ならダイヤル」等の運営	①関係者への意見聴取、地元説明会の開催 ・制度融資利用者や研修会参加者にアンケートを実施し、次年度に活用。 ・職場環境調査を実施し、県内事業所の職場環境の実態を把握。 ・地域住民に理解を深めていただくために、地元説明会を開催。 ②県民意識調査の実施 県民の意識やニーズを把握し、今後の県政運営に反映するためのアンケート調査を実施。 ・県民アンケート調査(1回) ・県民webアンケート(12回) ・警察活動等に関する県民の意識調査(1回) ③地域フォーラムの開催 ・地域の課題について、各パネリストがお互いの取組や活動について説明することで、県政に対する県民の理解を深めるとともに、パネルディスカッションによる対話を通じて、地域の課題解決につなげるため開催。 ・平成29年度は、「協働と連携のまちづくり・奈良モデル」をテーマに7回開催(参加者:約1,920名)。 ④審議会・協議会等での意見聴取、有識者を招へいた会議の開催 ・各部局の審議会、協議会等において、有識者等から意見を聴取し、施策に反映。環境審議会、循環型社会推進協議会、奈良競輪あり方検討委員会 など ⑤県民からの要望等の分析 ・県政の窓、県政ポスト、相談ならダイヤルで受け付けた県民からの要望等について、県庁内webに掲載し、その対応状況の分析及び情報共有等に活用。 ⑥「相談ならダイヤル」等の運営 ・県民からの各種相談・問合せに対し、原則としてその場で回答することを心がけ、その場で対応できないものについては、電話を繋いだままで、その内容に応じた的確な相談窓口または、担当部署に直接引き継ぐか、または窓口の連絡先を案内。 ・各窓口を担当する職員のスキル向上のために、電話対応の基本及び実践的なテクニックを身につける研修を実施。	①関係者への意見聴取、地元説明会の開催 ・制度融資利用者や研修会参加者にアンケートを実施し、次年度に活用。 ・職場環境調査を実施し、県内事業所の職場環境の実態を把握。 ・地域住民に理解を深めていただくために、地元説明会を開催。 ②県民意識調査の実施 県民の意識やニーズを把握し、今後の県政運営に反映するためのアンケート調査を実施。 ・県民アンケート調査(1回) ・県民webアンケート(12回) ・警察活動等に関する県民の意識調査(1回) ③地域フォーラムの開催 ・地域の課題について、各パネリストがお互いの取組や活動について説明することで、県政に対する県民の理解を深めるとともに、パネルディスカッションによる対話を通じて、地域の課題解決につなげるため開催。 ・平成30年度は、「誰もが健やかに暮らせる地域づくり」をテーマに9回開催(参加者:約2,740名)。 ④審議会・協議会等での意見聴取、有識者を招へいた会議の開催 ・各部局の審議会、協議会等において、有識者等から意見を聴取し、施策に反映。奈良県農業研究開発センター研究評価委員会 など ⑤県民からの要望等の分析 ・県政の窓、県政ポスト、相談ならダイヤルで受け付けた県民からの要望等について、県庁内webに掲載し、その対応状況の分析及び情報共有等に活用。 ⑥「相談ならダイヤル」等の運営 ・県民からの各種相談・問合せに対し、原則としてその場で回答することを心がけ、その場で対応できないものについては、電話を繋いだままで、その内容に応じた的確な相談窓口または、担当部署に直接引き継ぐか、または窓口の連絡先を案内。 ・各窓口を担当する職員のスキル向上のために、電話対応の基本及び実践的なテクニックを身につける研修を実施。	①関係者への意見聴取、地元説明会の開催 ・職場環境調査を実施し、県内事業所の職場環境の実態を把握。 ②県民意識調査の実施 県民の意識やニーズを把握し、今後の県政運営に反映するためのアンケート調査を実施。 ・県民webアンケート(12回) ・県民アンケート調査(1回) ・警察活動等に関する県民の意識調査(1回) ③地域フォーラムの開催 ・地域の課題について、各パネリストがお互いの取組や活動について説明することで、県政に対する県民の理解を深めるとともに、意見交換による対話を通じて、地域の課題解決につなげるため開催。 ・令和元年度は、「地域のビジョンづくり」をテーマに8回開催(参加者:約1,740名)。 ④審議会・協議会等での意見聴取、有識者を招へいた会議の開催 ・各部局の審議会、協議会等において、有識者等から意見を聴取し、施策に反映。奈良県都市計画審議会、奈良県こども・子育て支援推進会議 など ⑤県民からの要望等の分析 ・県政の窓、県政ポスト、相談ならダイヤルで受け付けた県民からの要望等について、県庁内webに掲載し、その対応状況の分析及び情報共有等に活用。 ⑥「相談ならダイヤル」等の運営 ・県民からの各種相談・問合せに対し、原則としてその場で回答することを心がけ、その場で対応できないものについては、電話を繋いだままで、その内容に応じた的確な相談窓口または、担当部署に直接引き継ぐか、または窓口の連絡先を案内。 ・各窓口を担当する職員のスキル向上のために、電話対応の基本及び実践的なテクニックを身につける研修を実施。	全部局
56	パブリックコメントの実施	県民の意見を県政に反映し、より県民のニーズに沿った県政の推進を図る必要があります。 県の基本的な計画の策定等に際しては、原則としてパブリックコメントを行います。その実施にあたっては、閲覧の機会を広く確保するなど、意見応募を行いやすい環境整備に取り組みます。	・パブリックコメントを行う際には、報道機関に発表するとともに、「県民だより奈良」や県が発行するパンフレット等に掲載。 ・意見を求める条例案や計画案を、ホームページに掲載するとともに、県政情報センターや県内にある「県民お役立ち情報コーナー」4ヶ所に備え付け。 平成29年度実績 実施件数23件、意見件数380件	・平成30年4月に「奈良県パブリックコメント手続実施要綱」及びその運用を見直し、パブリックコメント手続の明確化、提出意見がなかった場合の結果公表の明確化等の改正を行った。 ・パブリックコメントを行う際には、報道機関に発表するとともに、「県民だより奈良」や県が発行するパンフレット等に掲載。 ・意見を求める条例案や計画案を、ホームページに掲載するとともに、県政情報センターや県内にある「県民お役立ち情報コーナー」4ヶ所に備え付け。 平成30年度実績 実施件数12件、意見件数276件	・パブリックコメントを行う際には、報道機関に発表するとともに、「県民だより奈良」や県が発行するパンフレット等に掲載。 ・意見を求める条例案や計画案を、ホームページに掲載するとともに、県政情報センターや県内にある「県民お役立ち情報コーナー」4ヶ所に備え付け。 令和元年度実績 実施件数27件、意見件数195件	総務部 (行政・人材マネジメント課)
57	適切な行政手続の確保	適切な行政手続を行うことで、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、県民の権利利益の保護に資する必要があります。 標準処理期間や審査基準等の公表を進め、許認可事務における判断過程の透明性を向上させます。 また、行政処分等に対する不服申立て制度の適切な運用により、県民の権利利益の救済を図ります。	・許認可事務の標準処理期間や審査基準等の公表状況について庁内調査を実施し、その結果をホームページにおいて公表。 ・行政指導指針の策定状況の調査を実施し、8月に調査結果をホームページにおいて公表。 ・知事の附属機関である奈良県行政不服審査会を適切に運営し、行政処分等に対する公正性・透明性の向上及び県民の権利利益の救済を図っている。	・許認可事務の標準処理期間や審査基準等の公表状況について庁内調査を実施し、その結果をホームページにおいて公表。 ・行政不服審査制度に係る審理員制度及び奈良県行政不服審査会を適切に運営し、行政処分等に対する公正性・透明性の向上及び県民の権利利益の救済を図っている。	・許認可事務の標準処理期間や審査基準等の公表状況について庁内調査を実施し、その結果をホームページにおいて公表。 ・行政不服審査制度に係る審理員制度を適切に運営し、県民の権利利益の救済を図っている。	総務部 (法務文書課、行政・人材マネジメント課)
58	エビデンスベースの政策推進	効率的・効果的な政策推進のためには、統計データ等を活用した科学的根拠に基づく政策判断が必要です。 奈良スタットイベントや統計研修等により、データを正確に収集して分析する能力(統計リテラシー)の向上を図るとともに、データを活用して施策の立案、進捗管理、事務・事業の見直し等を行います。	①統計リテラシーの向上 ・奈良スタットイベント 県及び市町村の統計活用事例の発表 (H29.11.20 182人参加) ・統計リテラシースキルアップ研修 H29.9.4、H29.9.12の2日間にわたり県職員対象に実施(27人受講) ・市町村職員向け統計研修 「Excelで学ぶ統計」(H29.6.23、H29.8.9 2回に分け52人受講) 「地方創生と地域統計」(H29.12.7 20人受講) ・奈良スタットジャーナルの発行 5,000部 H30.3発行(年1回) ・統計分析相談 統計分析専門員(大学教授)による統計分析相談を実施(相談68件) ②データを活用した施策の立案等 ・県における重要課題ごとに、国や県独自の統計データを用いて進捗状況の確認や現状・課題の分析を行い、その結果を予算編成や事業の執行に反映しており、平成28年度の評価結果については、平成29年10月に「平成28年度重点課題に関する評価」としてとりまとめ公表。 ・全国と比較可能な指標等を用いて、各政策の目指す姿の達成に向けた取組状況を分析し、次年度以降に県が取り組む施策として企画立案したものを「主な政策集」としてとりまとめ、平成30年3月に公表。	①統計リテラシーの向上 ・奈良スタットイベント 県及び市町村の統計活用事例の発表 (H30.11.16 161人参加) ・統計リテラシースキルアップ研修(県職員向け統計研修) 「統計分析セミナー」(H30.8.30(13人受講)、H30.9.6(11人受講)の2日間にわたり実施) 「統計活用セミナー」(H30.9.18 27人受講) 「経済波及効果セミナー」(H31.1.17 28人受講) ・市町村職員向け統計研修 「Excelで学ぶ統計学」(H30.6.8 41人受講) 「政策リサーチ入門」(H30.12.14 21人受講) ・奈良スタットジャーナルの発行 5,000部 H31.3発行(年1回) ・統計分析相談 統計分析専門員(大学教授)による統計分析相談を実施(相談76件) ②データを活用した施策の立案等 ・県における重要課題ごとに、国や県独自の統計データを用いて進捗状況の確認や現状・課題の分析を行い、その結果を予算編成や事業の執行に反映しており、平成29年度の評価結果については、平成30年10月に「平成29年度重点課題に関する評価」としてとりまとめ公表。 ・全国と比較可能な指標等を用いて、各政策の目指す姿の達成に向けた取組状況を分析し、次年度以降に県が取り組む施策として企画立案したものを「主な政策集」としてとりまとめ、平成31年2月に公表。	①統計リテラシーの向上 ・データサイエンスセミナー(県・市町村職員向け統計研修) 「統計分析セミナー(基礎)」(R01.6.21(21人受講)、R01.6.28(24人受講)の2日間にわたり実施) 「統計分析セミナー(応用)」(R01.8.27(18人受講)、R01.9.3(17人受講)の2日間にわたり実施) 「統計データ活用セミナー」(R01.9.20 34人受講) 「経済波及効果セミナー」(R02.1.16 21人受講) 「政策立案・検証セミナー」(R02.2.4 36人受講) ・奈良スタットジャーナルの発行 5,000部 R02.3発行(年1回) ・統計分析相談 統計分析専門員(大学教授)による統計分析相談を実施(相談95件) ②データを活用した施策の立案等 ・県における重要課題ごとに、国や県独自の統計データを用いて進捗状況の確認や現状・課題の分析を行い、その結果を予算編成や事業の執行に反映しており、平成30年度の評価結果については、令和元年10月に「平成30年度重点課題に関する評価」としてとりまとめ公表。 ・全国と比較可能な指標等を用いて、各政策の目指す姿の達成に向けた取組状況を分析し、次年度以降に県が取り組む施策として企画立案したものを「奈良新『都』づくり戦略 政策推進プラン」としてとりまとめ、令和2年2月に公表。	知事官室 (政策推進課、統計分析課)

No.	項目名	内容	H29年度の進捗状況	H30年度の進捗状況	R元年度の進捗状況	取組部局 (取組所属)
59	附属機関のあり方の見直し	広範にわたる行政需要に対応するための専門的な知見の導入や、第三者の視点を取り入れた公正な行政執行などのために附属機関を設置しています。 附属機関の委員選任に際しては、幅広い意見を取り入れるため、同一人の複数機関への重複就任を制限するとともに、女性の積極的な登用に努めます。 また、「審議会等の会議の公開に関する指針」に則った公開を推進します。 さらに、附属機関の必要性について随時点検し、存廃について検討を行うとともに、附属機関でない会議についても、会議の効率化の方針に則ってあり方を見直します。	・同一人の複数期間への重複就任を制限する等の選任指針に基づき、指針に合致しない場合には事前協議を行うことにより、適正な選任が行われるよう指導。 ・女性の積極的な登用を推進。 女性委員数 484名(H30.4.1現在) ・各所属に対し、審議会等の会議の公開及び議事録の公開についての運用状況を調査。 平成30年度調査分(平成29年度の状況) 全212審議会等 うち公開又は非公開の決定等を行った審議会等:195審議会 内訳 原則公開 129審議会、非公開 66審議会 うち、議事録又は議事概要を公開した審議会等 126審議会 ・議事を要約した議事概要は、公開が可能であると考えられることから、すべての審議会の議事概要の公開を促進。 ・附属機関の必要性を随時点検。 平成29年度廃止機関数:4機関	・平成30年4月に規定を明確化するため、「附属機関等の設置及び開催・運営に関する要綱」を策定し、同一人の複数期間への重複就任を制限する等の基準に合致しない場合には事前協議を行うことにより、適正な選任が行われるよう指導。 ・女性の積極的な登用を推進。 女性委員数452名(H31.4.1現在) ・各所属に対し、審議会等の会議の公開及び議事録の公開についての運用状況を調査。 平成31年度調査分(平成30年度の状況) 全207審議会等 うち公開又は非公開の決定等を行った審議会等:191審議会 内訳 原則公開 127審議会、非公開 64審議会 うち、議事録又は議事概要を公開した審議会等 111審議会 ・議事を要約した議事概要は、公開が可能であると考えられることから、すべての審議会の議事概要の公開を促進している。 ・附属機関の必要性を随時点検。 平成30年度廃止機関数:5機関	・協議不要案件の拡大及び委員選任状況調査の廃止に伴い、「附属機関等の設置及び開催・運営に関する要綱」を令和2年4月1日付けで一部改正した。 ・「附属機関等の設置及び開催・運営に関する要綱」に基づき、同一人の複数期間への重複就任を制限する等の基準に合致しない場合には事前協議を行うことにより、適正な選任が行われるよう指導している。 ・女性の積極的な登用を推進。 女性委員数441名(R2.4.1現在) ・各所属に対し、審議会等の会議の公開及び議事録の公開についての運用状況を調査。 令和2年度調査分(令和元年度の状況) 全202審議会等 うち公開又は非公開の決定等を行った審議会等:186審議会 内訳 原則公開 123審議会、非公開 63審議会 うち、議事録又は議事概要を公開した審議会等 106審議会 ・議事を要約した議事概要は、公開が可能であると考えられることから、すべての審議会の議事概要の公開を促進している。 ・附属機関の必要性を随時点検。 令和元年度廃止機関数:8機関	総務部 (行政・人材マネジメント課、法務文書課)
60	公文書管理の実施	県の機関の諸活動における正確性の確保、責任の明確化等の観点から、行政文書を適正に管理することの重要度は増えています。 文書のライフサイクルに応じて、作成、整理、保存、管理簿への記載・公表、保存期間満了後の移管又は廃棄等の文書管理の取扱いが適正に処理されるように徹底を図るとともに、職員に対する文書管理に関する研修の充実に努めます。	・文書主任会議において文書管理の適正な取扱いの徹底を周知。 ・行政文書の取扱いルール確立と徹底を図るための検討を開始。 ・新規採用職員研修における研修、『奈良県文書事務の手引き』の全職員に対する閲覧環境の提供等により、文書管理に関する周知を図った。	・文書主任会議において文書管理の適正な取扱いの徹底を周知。 ・総務課を「法務文書課」に改組し、文書管理、情報公開に対応する体制を整備。 ・10月、「行政文書管理等の一層の適正化を図る取組」を公表し、行政文書管理の改善策を公表。 ・行政文書管理規程を改正し、行政文書管理を統括する総括文書管理責任者等を設置し、その所掌事務を明確化。 ・文書管理のライフサイクルに応じ、文書管理責任者である各所属長が点検・報告を行い、必要に応じて総括文書管理責任者が指導。 ・行政文書管理規則を改正し、行政文書管理の目的や、行政文書の作成基準を例規に明記するとともに、その詳細については、「行政文書管理規則の施行について」に規定。	・文書主任会議において文書管理の適正な取扱いの徹底を周知。 ・行政文書管理に関する職員向けのマニュアルとして、「文書事務のポイント」及び「奈良県行政文書管理規則」の改正に関する解説集」を作成するとともに、マニュアルに記載した内容の定着を図るため、全職員を対象として、e-ラーニングを実施。 ・制度の改正内容の周知徹底と組織全体の意識改革を図る観点から、各所属の文書管理責任者を対象とした説明会を実施。 ・行政文書管理にかかる点検・監査として、全所属が調査票を用いて自主点検を実施するとともに、調査票の結果等を踏まえ、抽出した所属に対して実地監査を実施。	総務部 (法務文書課)
61	情報公開の実施	県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、公正で開かれた県民本位の県政を実現するため、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開制度の適正な運営の推進を図ります。 また、県の実施機関が保有する個人情報について、奈良県個人情報保護条例に基づく開示、訂正及び利用停止の請求に対して、適切に処理を行い、個人の権利利益の保護に努めます。	・適正な情報公開及び確実な個人情報の保護に資するため、各所属の情報公開主任及び個人情報保護主任を対象とした会議や、新規採用職員研修、係長研修等において、情報公開制度や適切な個人情報保護制度について説明。 ・年度末に個人情報の適切な取扱いについて通知を发出。 ・情報公開のさらなる適正化に向けて、情報公開に係る判断基準を再度整理するとともに、職員に分かりやすいマニュアル作り等の検討を開始。	①事務処理体制の強化 ・奈良県情報公開事務取扱要綱及び奈良県個人情報保護事務取扱要綱を改正し、情報公開及び個人情報保護の総括責任者等を設置。 ②情報公開制度及び個人情報保護制度の職員への周知徹底 ・「情報公開主任、個人情報保護主任及び文書主任会議」や新規採用職員研修等の職員研修において、情報公開制度や適切な個人情報保護制度について説明。 ・平成30年10月に職員向け情報公開マニュアルを作成。交流ネットへの掲載及び会議等での配布。 ・平成31年2月に情報公開制度に係るe-ラーニングを実施。 ③個人情報漏洩等の注意喚起 ・H31.3.11付けで個人情報の適切な取扱いについて通知を发出。	①情報公開制度及び個人情報保護制度の職員への周知徹底 ・「情報公開主任、個人情報保護主任及び文書主任会議」や職位基本研修等において、情報公開制度や個人情報保護制度の概要や適切な運用等について説明。 ・令和2年3月に情報公開制度に係るe-ラーニングを実施。 ②個人情報漏洩等の注意喚起 ・R2.3.31付けで個人情報の適切な取扱いについて通知を发出。	総務部 (法務文書課)
62	広報力の強化と広報手段の多様化	県政情報を効果的に発信するため、全庁的なパブリシティの強化や職員の情報発信力の向上、多様な広報手段の活用を行う必要があります。 このため、「情報広報戦略会議」や研修会を開催します。また、広報誌、テレビ、ホームページ、新聞、スマホアプリ等の多様な広報手段を活用するとともに、クロスメディア化を進めます。さらに、県政情報を迅速かつ分かりやすく提供するとともに、利便性をより向上させるため、ホームページのコンテンツの充実や動画・音声対応等の拡充を図ります。これに加え、県民との双方向の交流を重視した情報発信を進めるため、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の有効活用や、WEB上で県民が意見を提出しやすい仕組みづくりを行います。	・平成29年4月27日に情報広報戦略会議、平成29年7月10日に行政広報に関する職員研修を実施。 ・県民だより奈良(広報紙)を毎月559,700部発行。 ・デジタルサイネージを奈良県総合医療センターに追加配置。 ・ホームページのアクセシビリティの指針・ガイドラインを策定し、対応試験を実施、試験結果を公表。 ・SNS(フェイスブック、ツイッター)やスマホアプリの登録件数26,325件で昨年度より、約6,800件増加。 ・平成29年度も継続して県民webアンケートを実施し、迅速に県民の意向を把握して政策形成の基礎資料として利活用。	・平成30年4月26日に情報広報戦略会議、平成30年7月11日に行政広報に関する職員研修を実施。 ・県民だより奈良(広報紙)を毎月560,300部発行。 ・ホームページのアクセシビリティの指針・ガイドラインを策定し、対応試験を実施、試験結果を公表。 ・SNS(フェイスブック、ツイッター)やスマホアプリの登録件数28,873件で昨年度より、約2,500件増加。 ・平成30年度も継続して県民webアンケートを実施し、迅速に県民の意向を把握して政策形成の基礎資料として利活用。	・平成31年4月25日に情報広報戦略会議、令和元年7月17日に行政広報に関する職員研修を実施。 ・県民だより奈良(広報紙)を毎月576,000部発行。 ・県のアクセシビリティの指針・ガイドラインを策定し、ホームページコンテンツの対応試験を実施、試験結果を公表すると共に課題を担当所属に通知。 ・SNS(フェイスブック、ツイッター)やスマホアプリの登録件数34,175件で昨年度より、約5,300件増加。	知事公室 (広報広聴課)